

年 発 0104 第 38 号  
平成 22 年 1 月 4 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

### 日本年金機構法等の施行について

「日本年金機構法」（平成 19 年法律第 109 号。以下「法」という。）については、平成 19 年 7 月 6 日に公布されているところであり、また、法の施行期日を平成 22 年 1 月 1 日とする「日本年金機構法の施行期日を定める政令」（平成 20 年政令第 387 号）については、平成 20 年 12 月 19 日に公布し、施行されたところである。

今般、法の関係政令として、「日本年金機構法施行令」（平成 21 年政令第 289 号）及び「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成 21 年政令第 310 号）がそれぞれ平成 21 年 12 月 16 日及び平成 21 年 12 月 28 日に公布され、いずれも平成 22 年 1 月 1 日から施行されたところである。

また、法の関係省令として、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 155 号）及び「日本年金機構法第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令」（平成 21 年厚生労働省令第 154 号）が平成 21 年 12 月 16 日に、「日本年金機構の業務運営に関する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 165 号）、「日本年金機構の財務及び会計に関する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 166 号）及び「日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 167 号）が平成 21 年 12 月 28 日に公布され、いずれも平成 22 年 1 月 1 日から施行されたところである。

これらの改正等の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、役職員、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、日本年金機構法の趣旨、内容等については、「日本年金機構法の公布について（通知）」（平成 19 年 7 月 6 日庁発第 0706001）を参照されたい。

### 記

#### 第 1 日本年金機構法施行令（平成 21 年政令第 289 号）関係

##### I 趣旨

法の施行に伴い、法の本則の政令委任事項及び附則のうち日本年金機構（以下「機

構」という。)に関する部分に係る政令委任事項を定めたものである。

## II 概要（概要中法令番号は省略。以下同じ。）

### (1) 年金個人情報の保護に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定についての技術的読替え

法において、年金個人情報行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する保有個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する保有個人情報に該当する場合におけるそれぞれの法の規定の適用に関し必要な技術的な読替えは、政令で定めることとされている。

これを受け、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定について、所要の技術的読替えを行ったものである。

### (2) 他の法令の準用

法において、不動産登記法及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用するとされている。

これを受け、準用する法令として、司法書士法第68条第1項、土地家屋調査士法第63条第1項、登録免許税法第23条、不動産登記法第16条、第115条、第116条及び第117条、不動産登記令第7条第1項第6号（同令別表の73の項に係る部分に限る。）、第7条第2項、第16条第4項、第17条第2項、第18条第4項及び第19条第2項、並びに船舶登記令第13条第1項第5号（同令別表一の32の項に係る部分に限る。）、第13条第2項、第27号第1項第4号及び第27条第2項を規定したものである。

また、これらの規定を準用するに当たって所要の読替えを行ったものである。

### (3) 権利義務の承継

法において、機構の成立の際、機構が行う業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継することとされている。

これを受け、機構が承継する権利及び義務として、以下のものを定めたものである。

- ・ 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの
- ・ 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するものに関する権利及び義務
- ・ その他機構の業務に関し国が有する権利及び義務のうち機構がその業務を運営するために必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの

### (4) 国から機構への出資

法において、機構が国の権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定める

ところにより、政府から機構に対し出資されたものとする等が定められている。これを受け、国から機構への出資に関し、以下の事項を定めたものである。

- ・ 機構に承継される権利に係る資産については、土地等のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの及びその他厚生労働大臣が指定するものとする
- ・ 機構に承継される負債については、厚生労働大臣が指定するものとするともに、出資の時期は、機構が国の有する権利及び義務を承継したときとする
- ・ 資産の評価委員を、財務省の職員、厚生労働省の職員、機構の役員（機構設立前は機構の設立委員）及び学識経験者から厚生労働大臣が任命すること
- ・ 出資があったものとされる資産の評価について、資産の評価委員の過半数の一致により定めるものとする

#### (5) 不動産に関する登記の特例

法において、機構が国から不動産に関する権利を承継した場合において、その権利についてすべき登記については、政令で特例を設けることができるとされている。

これを受け、機構が承継した不動産に関する権利についてすべき登記の嘱託をするときは、登記義務者の承諾を得ることを要しないものとしたものである。

#### (6) 国有財産の無償使用

法において、国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用させている国有財産であって、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができるとされている。

これを受け、当該国有財産は、機構の成立の際現に専ら社会保険庁に使用されている土地等であって、機構に承継されないものとした上で、機構の理事長となるべき者が機構の成立前に申請したときに限り、機構の設立後、機構に対し、国有財産を無償で使用させることができるとしたものである。

#### (7) 健康保険組合の設立

法において、機構は、健康保険組合を設けることとされており、厚生労働大臣は、機構の設立委員に、健康保険組合の設立に関する事務を処理させることとされており、設立委員は、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けることとされている。また、その他、健康保険組合の設立に関して必要な事項は、政令で定めることとされている。

これを受け、健康保険組合の設立について、以下の事項を定めたものである。

- ・ 設立委員が厚生労働大臣に認可を受ける事項は、設立時の一般保険料率とすること
- ・ 厚生労働大臣が、健康保険組合の規約等の認可をしたときは、組合の名称、事務所の所在地及び組合の設立に係る事業所の名称及び所在地を告示するとともに、設立委員は組合の規約を公告するものとする
- ・ 機構の理事長は、健康保険組合の設立後速やかに、組合会を招集し、組合の設立の経過及び一般保険料率その他重要な事項を報告するものとする
- ・ 健康保険組合が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、機構の理事長が、当該組合の理事長の職務を行うものとする

### Ⅲ. 施行期日

施行期日は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日とした。但し、上記(3)のうち、資産の評価に係る箇所及び(7)については、公布日(平成21年12月16日)とした。

## 第2 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第310号)

### I 趣旨

機構の設立に伴い、厚生年金保険法施行令その他の関係政令の整備等を行うとともに、国家公務員共済組合法の規定による短期給付に関する経過措置その他の必要な経過措置を定めたものである。

### II 関係政令の整備等の概要

#### (1) 厚生年金保険法施行令の一部改正

##### ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

法による改正後の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の施行により、地方社会保険事務局長及び社会保険事務所長への権限委任規定等が削除されたことに伴う政令の条項の削除その他の必要な規定の整理を行ったものである。

##### ② 滞納処分等その他の処分の権限を財務大臣に委任するための規定の新設

###### (i) 財務大臣への委任要件

厚年法において、厚生労働大臣は、機構からの求めを受けて、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を自ら行うこととされているが、さらに当該権限を財務大臣に委任することができることが定められている。

これを受けて、厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件として、以下のいずれにも該当することを定めたものである。

- ・ 厚生労働省令で定める月数(24月)分以上の保険料を滞納していること
- ・ 滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること
- ・ 納付義務者が滞納している保険料その他法律の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、児童手当法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はその他これらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額(1億円)以上であること
- ・ 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと

###### (ii) 権限の委任手続

- ・ 厚生労働大臣が財務大臣に滞納処分等その他の処分を委任するに当たって、委任する権限を明確にするため、以下の権限以外の全部を委任することを定めたものである。
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第138条の規定による告知（滞納処分費の納入の告知）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第153条第1項の規定による滞納処分の停止（滞納処分の停止及び滞納者への通知等）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第11条の規定による延長（災害等による期限の延長）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第36条第1項の規定による告知（保険料の納入の告知）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第55条第1項の規定による受託（有価証券の取立てによる納付義務者からの納付委託）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第63条の規定による免除（災害等による納付の猶予等の場合の延滞金の免除）
- ・ 厚年法第89条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第123条第1項の規定による交付（納付証明書の交付等）
- ・ 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(iii) 国税庁長官から国税局長への権限の委任

厚年法では、国税庁長官は、政令で定めるところにより、財務大臣から委任された権限の全部又は一部を国税局長に、国税庁長官から委任を受けた国税局長は、政令で定めるところにより、当該権限の全部又は一部を税務署長に委任することができることとされている。

これを受けて、政令では財務大臣から委任された権限の全部を、国税庁長官から国税局長へ委任すること、また、必要があると認めるときは、国税庁長官から委任された権限の全部を国税局長から税務署長への委任することを定めたものである。

③ 機構による収納に関する規定の新設

(i) 機構が収納を行う場合

本来、非公務員である機構の職員は、国庫金である保険料等を収納することはできないが、厚年法では、国民サービスの低下を防ぐ観点から、会計法の特例として、政令で定める一定の場合には機構による保険料等の収納を可能としている。

これを受けて、政令において、当該収納が可能な場合として、以下の場合を定めたものである。

- ・ 保険料その他厚年法の規定による徴収金を滞納しているため、督促を受けた納付義務者が年金事務所の窓口で保険料その他厚年法の規定による徴収金の納付を希望する旨の申出があった場合
- ・ 納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が年金事務所の窓口で保険料の納付を希望する旨の申出があった場合

- ・ 機構の徴収職員を併任する収納職員が、保険料その他厚年法の規定による徴収金を徴収しようと、上記の納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による収納を希望した場合
- ・ 機構の徴収職員を併任する収納職員が、国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
- ・ その他、収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合、収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

(ii) 機構が収納を行う旨の公表

従前、社会保険事務所において保険料等の収納を行っていたが、機構の設立後は、機構の年金事務所において保険料等の収納を行うことができるということ、広く国民に周知するための手続として、厚生労働大臣が、厚年法の規定により機構に収納を行わせるに当たり、その旨を公示すること、また、厚生労働大臣による公示を受け、機構は、遅滞なく年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関し必要な事項を公表することを定めたものである。

(iii) 機構による保険料等の収納事務に関する規定の新設

機構による収納に関し、納付義務者が納付した保険料等について、機構への納付により保険料納付債務が消滅したことを示し、確実に国庫へ納付させるため、収納時の相手方（納付義務者）への領収証書の交付、収納済の旨の年金特別会計の歳入徴収官への報告、収納期限、帳簿の備付け等を規定したものである。

(2) 国民年金法施行令の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様

② 基礎年金番号の利用制限等に関する住民基本台帳法の技術的読替え

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行により、平成22年1月から基礎年金番号が法定化され、基礎年金番号は住民票コードと同様の保護措置を課すこととなり、住民基本台帳法を準用することとされ、一部法律において読替えがなされ、他の技術的な読替えは政令で行うこととされた。

これを受け、住民基本台帳法の規定の技術的読替えを行ったものである。

③ 滞納処分等その他の処分の権限を財務大臣に委任するための規定の新設

(i) 財務大臣への委任要件

制定の趣旨は、(1) ②と同様である。

ただし、国民年金法においては、厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件のうち、厚年法等における保険料等の総額要件の代わりに、納付義務者の前年の所得（1月から厚生労働省令で定める月（6月を想定）までにおいては前々年の所得とする）が厚生労働省令で定める金額（1000万円）以上とすることを要件として定めたものである。

(ii) 権限の委任手続

(1) ②(ii)と同様

(iii) 国税庁長官から国税局長への権限の委任

(1) ② (iii) と同様

④ 機構による収納に関する規定の新設

(1) ③と同様。(国民年金に保険料の繰上徴収がないことに伴い、機構が収納を行う場合から繰上徴収の場合が除外されている点を除く。)

(3) 児童手当法施行令の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様

② 機構へ権限委任するための規定の新設

法による改正後の児童手当法(以下「児手法」という。)上の拠出金その他児手法の規定による徴収金の徴収は、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例によると規定されている。また、厚生労働大臣が行うことができる当該拠出金その他児手法の規定による徴収金の徴収に関する権限は政令で規定されることとなっている。また、その上で、厚生労働大臣が行うとされる拠出金その他児手法の規定による徴収金の徴収に関する権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は機構に行わせることとなっている。

これらを受けて、政令では、厚生労働大臣が行うことができる権限及び機構に委任する必要がある事務を規定することとし、具体的には、厚年法で機構に委任されている保険料その他厚年法の規定による徴収金の徴収を規定するものである。

また、機構が、児手法上の拠出金その他児手法の規定による徴収金について滞納処分等を行うに当たっては、厚年法と同様に、機構の理事長による徴収職員の任命につき、厚生労働大臣認可を要すること、機構に滞納処分等実施規程を作成させ、厚生労働大臣認可を得ることを規定するものである。

③ 財務大臣への権限委任するための規定の新設

児手法においては、厚生労働大臣は、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができることとし、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができることとされているところである。

これを受けて、政令では、以下の事項を定めたものである。

- ・ 厚生労働大臣が自ら権限を行うことができる場合として、機構から大臣に対して権限を行使するよう求めがあった場合において、厚生労働大臣が必要があると認めるときとする。
- ・ 機構への権限に係る事務の委任に関する規定について、厚年法を準用する。
- ・ 財務大臣への権限の委任について、厚年法と同様の規定を設けるとともに、厚年法の規定を準用する。
- ・ 上記により、厚生労働大臣から財務大臣に委任された権限の国税庁長官等への委任については、(1) ② (iii) と同様とする。

④ 機構への事務委託するための規定の新設

児手法においては、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、拠出金その他児手法の規定による徴収金の徴収権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務を機構に行わせるものとされている。

政令では、事務の委託に関し、厚年法の規定を準用することを規定し、技術的読替えを行うこととしたものである。

(4) 健康保険法施行令の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様

② 滞納処分等その他の処分の権限を財務大臣に委任するための規定の新設

(1) ②と同様

③ 機構による収納に関する規定の新設

(1) ③と同様

④ 事務の委託に係る技術的読替え

機構に委託する事務について、災害時等の場合に関しては、厚年法の規定が準用されていることから、必要な技術的読替えを規定したものである。

(5) 船員保険法施行令の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様

② 滞納処分等その他の処分の権限を財務大臣に委任するための規定の新設

(1) ②と同様

③ 機構による収納に関する規定の新設

(1) ③と同様

④ 事務の委託に係る技術的読替え

(4) ④と同様

(6) 地方税法施行令の一部改正

地方税法に基づいて行われる「公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収」及び「年金保険者の市町村に対する国民健康保険税額の通知その他国民健康保険税の特別徴収」については、必要な事項を政令（地方税法施行令）で定めることとしており、同政令について社会保険庁の廃止に伴う所要の規定の整理をしたものである。

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正

社会保険審査官及び社会保険審査会法の施行に伴い、厚年法等の規定に基づき、厚生労働大臣から委任を受けて機構又は財務大臣が行った処分に不服がある場合、被保険者等が地方厚生局の社会保険審査官及び社会保険審査会に対して審査請求及び再審査請求ができることとされたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったものである。

(8) 国家公務員退職手当法の一部改正

国家公務員退職手当法における、国から出向した役職員の退職手当の通算法人に機構を追加したものである。

(9) 私立学校教職員共済法施行令の一部改正

短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用規定の整理及び加入者期間以外の期間の確認の権限に係る事務を機構に行わせる場合の厚年法の規定の技術的読替えを行ったものである。

(10) 自衛隊法施行令の一部改正

自衛隊法第46条第2項において、自衛隊員が、任命権者の要請に応じ、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものの職員となるために退職し、引き続き在職後に、再度退職して隊員として採用された場合、自衛隊以外に在職した期間中に、法第46条第1項各号の懲戒事由に該当したときには、自衛隊法に基づく懲戒処分ができることとされており、今般、国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人として、機構を追加したものである。

(11) 国家公務員共済組合法の一部改正

以下の内容のほか、所要の改正をしたものである。

- ・ 傷病手当金の支給業務に関連した老齢年金給付の支給状況に係る情報の提供に係る事務については、機構に事務委託されており、厚年法の規定を準用するための必要な読替えを定めること
- ・ 退職共済年金・遺族共済年金を支給すべき場合における、加入者期間以外の期間の確認に係る事務は、機構に委任されており、厚年法の規定を準用するために必要な読替えを定めること
- ・ 国家公務員共済組合員の機構の役職員への出向に伴う退職について、国家公務員法の長期給付に関する規定の適用については、当該退職はなかったものとみなす旨の特例が設けること

(12) 国民健康保険法施行令の一部改正

国民健康保険法の保険料の特別徴収について、介護保険法を準用することとされ、必要な技術的読替えは、政令で定めることとされており、条ずれの手当等の所要の改正を行ったものである。

(13) 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

各市町村に交付する事務費交付金の基準単価の決定主体を、厚生労働大臣としたものである。

(14) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律上、事業主に対して全労働者の1.8%に相当する身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられているところ、特殊法人については、それを上回る(2.1%)雇用が義務付けられており、機構を対象法人として追加したものである。

(15) 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

以下の内容について規定したものである。

- ・ 地方公務員等共済組合員の機構の役職員への出向に伴う退職について、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、当該退職はなかったものとみなす旨の特例が設けること
- ・ 退職共済年金・遺族共済年金を支給すべき場合における、加入者期間以外の期間の確認に係る事務は、機構に委任されており、厚年法の規定を準用するために必要な読替えを定めること

(16) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第

#### 一項の公法人を定める政令の一部改正

法において、機構は法人格を有していることから訴訟の当事者となることができるが、機構が担当する予定の訴訟の多くは、年金制度に影響を及ぼすものであることから、その訴訟について、機構の求めに応じ、法務大臣の訴訟への関与を可能としたものである。

#### (17) 独立行政法人等登記令の一部改正

法において、新たな法人として設立される機構は、様々な財産法上の権利義務関係の当事者となるため、私法関係における権利の保護や取引の安全を確保するために機構に登記を行わせるとともに、登記をもって対抗要件としたところであり、機構の登記については、本政令によることを定めたものである。

#### (18) 法人税法施行令の一部改正

機構の設立に伴い、所要の規定の整理を行ったものである。

#### (19) 行政相談委員法第2条第1項第1号の法人を定める政令の一部改正

行政相談委員法において、行政機関のほか、政令で定める法人については、その業務に関する苦情の相談に応じて、同法の行政相談委員が必要な助言等を行うものとされており、機構を同法の対象となる法人したものである。

#### (20) 厚生年金基金令の一部改正

第1号改定者又は特定被保険者が対象期間又は特定期間に加わっていた厚生年金基金に対し、必要な事項について情報の提供を求める権限を機構に委任するとともに、厚年法に規定する離婚分割移換金の徴収に係る事務等を機構に委託する等の所要の改正を行ったものである。

#### (21) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において、国等は、契約の締結に当たっては、予算の適正使用に留意しつつ、中小企業の受注の機会の増大を図ることが努力義務とされており、機構を「国等」に含めたものである。

#### (22) 住民基本台帳法施行令の一部改正

基礎年金番号の法定化に伴い、所要の規定の改正を行ったものである。

#### (23) 社会保険労務士法施行令の一部改正

厚生労働大臣の権限委任に係る規定その他の規定について、所要の整理を行ったものである。

#### (24) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正

平成18年4月から、沖縄に厚生年金保険制度がなかった期間（昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間）のうち、沖縄にあった事業所等に雇用されていた期間について、特例的に保険料の納付を認め、納付後の年金額に加算を行う措置が講じられたところ、機構の設立に伴う所要の改正を行ったものである。

#### (25) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条において、事業主が設定する定年を60歳を下回ってはならないことが定められるとともに、同法第9条においては、65歳以下の定年を設定している事業主に対して、当該定年の引上げ等の高年齢者雇用確保措置を定めているが、これらの規定について、いわゆる特殊法人で政令で

定めるものについては同法附則第3条の規定により適用されないこととされており、機構についても政令に追加したものである。

- (26) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年）の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

本政令は昭和60年年金制度改正に伴う各種経過措置を定めたものであり、機構の設立に伴い所要の改正を行ったものである。

- (27) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正

公益信託に係る監督権限は、一般的には都道府県知事が有しているが、本政令において、地方社会保険事務局の所掌事務に関連する事項については、地方社会保険事務局長が監督権限を有していることとされていたところであるが、地方社会保険事務局の廃止に伴い、当該規定を削除したものである。

- (28) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年）の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

本政令は平成6年年金制度改正に伴う各種経過措置を定めたものであり、機構の設立に伴い所要の改正を行うものである。

- (29) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正

機構の設立に伴い所要の改正を行ったものである。

- (30) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

旧適用法人共済組合（JT、JR及びNTTの各共済組合）の長期給付事業が平成9年4月1日から厚生年金保険に統合されたことに伴い、旧適用法人共済組合の組合員であった者に係る被保険者資格及び年金給付に関する経過措置が定められているところ、機構の設立に伴い所要の改正を行ったもの。

- (31) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正

旧適用法人共済組合の長期給付事業が平成9年4月1日から厚生年金保険に統合されたが、旧適用法人共済組合の組合員であった者に係る恩給期間等に係る年金及び職域加算分については、厚生年金保険制度からは支給されないことから、存続組合等による特例年金給付等の支給について経過措置が定められているところ、機構の設立に伴い所要の改正を行ったものである。

- (32) 介護保険法施行令の一部改正

法により、介護保険法の特別徴収に係る規定の改正が行われたことから、所要の改正を行ったものである。

- (33) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正

社会保険庁の廃止に伴い、規定を整理するものである。

- (34) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正

社会保険庁の廃止に伴い、規定を整理するものである。

- (35) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律は、国及び独立行政法人等に対して、物品を購入する場合には、環境物品等（エコマーク等の環境ラベルがついている、環境に配慮された商品）を購入（グリーン購入）することを責務とし、環境物品等の調達の基本方針及び調達方針の策定、調達実績の公表並びに環境大臣への通知が義務付けられているところ、機構を同法の適用対象としたものである。

(36) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正

地方公共団体の職員の任命権者は、いわゆる特殊法人等の公益的法人等であって、その業務が当該地方公共団体の事務等と密接な関連があり、かつ、その施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として従事させるため、職員を派遣することができることとされているところ、機構を当該公益的法人等に追加したものである。

(37) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。）により、旧農林漁業団体職員共済組合（以下「存続組合」という。）の年金給付等の事業が平成14年4月1日をもって厚生年金保険に統合されたことに伴い、移行農林共済年金及び移行農林年金（以下「移行年金給付」という。）は、平成13年統合法附則第16条第3項の規定により、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされ、同法附則第60条第2項の規定により、その事務の一部を存続組合が行っている。厚生年金の管掌者たる政府が支給することとされた移行年金給付に関する事務のうち、存続組合に行わせている事務以外のものについては、従来、社会保険庁が行っていたところ、機構の設立に伴い、当該事務の一部を機構へ委託する等の所要の改正を行ったものである。

(38) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正

平成13年統合法により、存続組合の年金給付等の事業が平成14年4月1日をもって厚生年金保険に統合されたが、特例年金給付等（いわゆる「3階部分」の給付）については、平成13年統合法附則第25条の規定により、存続組合が支給しているところであり、機構の設立に伴い、所要の改正を行ったものである。

(39) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正

法による改正後の北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律における、厚生労働大臣の事務について、機構に当該権限に係る事務を委任するもの及び厚生労働大臣の権限のまま、事務処理のみを機構に行わせるものについて、規定したものである。

(40) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においては、原則として全ての行政手続について、各手続の根拠法令において書面で行うこととされている場合に、書面によることに加え、オンラインでも行うことも可能としており、この法律の対象となる行政機関等に機構を加えたものである。

(4 1) 独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正

法の施行に伴い、所要の改正を行ったものである。

(4 2) 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正

本政令は平成16年年金制度改正に伴う各種経過措置を定めたものであり、機構の設立に伴い、所要の改正を行ったものである。

(4 3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

以下の内容のほか、所要の改正を行ったものである。

- ・ 特別障害給付金の支給に関する処分については、国民年金法に基づく処分とみなして、国民年金法及び社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用するとされており、所要の技術的な読替えを行う。
- ・ 特別障害給付金法第32条の8第1項の規定により政令に委任されている事項（機構が収納を行う場合・機構に収納を行わせる場合の手続き）につき、国民年金法施行令の規定の例により定める。

(4 4) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

各市町村に交付する事務費交付金の基準単価の決定主体を、厚生労働大臣としたものである。

(4 5) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正

社会保険庁の廃止に伴い、規定の整理を行ったものである。

(4 6) 特別会計に関する法律施行令の一部改正

資金前渡及び徴収済額等の報告に係る規定のほか、所要の規定の改正を行ったものである。

(4 7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

法により、後期高齢者医療制度の特別徴収に係る規定の改正が行われたことから、所要の改正を行ったものである。

(4 8) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正

本法は、国及び「独立行政法人等」に対して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（グリーン契約）を締結することを責務として規定し、グリーン契約締結の実績の概要の公表及び環境大臣への通知を義務付けており、機構を対象法人に規定したものである。

(4 9) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正

機構の設立に伴い所要の改正を行ったものである。

(50) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様

② 滞納処分等その他の処分の権限を財務大臣に委任するための規定の新設

(1) ②と同様。但し、厚生年金保険法施行令等では、厚生労働大臣が財務大臣へ権限委任する際の「事情」の一つとして、「厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること」を規定しているが、特例納付保険料は、他の保険料と異なり月毎の保険料の概念がないことから、該当する規定は設けていない。

③ 機構による収納に関する規定の新設

(1) ③と同様

④ 事務の委託に係る技術的読替え

(4) ④と同様

(51) 統計法施行令の一部改正

統計法上、公的統計は、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等において、「相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない」とされ、独立行政法人等は「その行った統計調査に係る調査票情報」の利用が認められているところであり、機構の設立に伴い、この独立行政法人等として機構を追加したほか、所要の改正を行ったものである。

(52) 職員の退職管理に関する政令の一部改正

以下のほか、所要の改正を行ったものである。

- ・ 国家公務員法上、職員は、営利企業等に対して、他の役職員を当該営利企業等の地位に就かせることを目的として、当該役職員に関する情報提供、当該地位に関する情報提供依頼等を原則として禁止しているが、例外的に、退職手当通算職員（復職を前提として、退職手当が支給されることなく、退職手当通算法人に就職する予定の職員）を当該退職手当通算法人の地位に就かせることを目的とする場合には、情報提供等が認められおり、当該退職手当通算法人に、機構を追加するもの。
- ・ 国家公務員法第106条の24第1項の規定により、管理職職員であった者が離職後2年間に一定の法人の役員等の地位に就こうとする場合には、その再就職情報について内閣総理大臣へ事前に届け出ることとされており、機構を対象法人に追加するもの。

(53) 特定独立行政法人の役員等の退職管理に関する政令の一部改正

特定独立行政法人の役員であった者が離職後2年間に一定の法人の役員等の地位に就こうとする場合には、その再就職情報について内閣総理大臣へ事前に届け出なければならないとされており、機構を対象法人に追加したものである。

(54) 標準的な官職を定める政令の一部改正

社会保険庁の廃止等に伴い、所要の改正を行ったものである。

(55) 総務省組織令の一部改正

法の施行により、年金業務・社会保険庁監視等委員会が廃止されることに伴い、

規定の整理を行ったものである。

(56) 年金記録確認第三者委員会令の一部改正

中央年金記録確認第三者委員会又は地方年金記録確認第三者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとされており、機構の設立に伴い、資料提出等の協力依頼先に、機構を追加したものである。

(57) 年金業務・社会保険庁監視等委員会令の廃止

年金業務・社会保険庁監視等委員会の廃止に伴い、同政令を廃止したものである。

(58) 財務省組織令の一部改正

機構設立後は、厚年法等の規定による滞納処分等が厚生労働大臣から財務大臣に委任されることが可能となったことを受け、国税庁徴収部の所掌事務に係る規定を追加したものである。

(59) 厚生労働省組織令の一部改正

社会保険庁の廃止及び機構の設立に伴い、組織令の社会保険庁に関する規定を削り、大臣官房年金管理審議官を創設し、年金局に事業企画課及び事業管理課を追加するなど、規定の整備を行ったものである。

### III. 経過措置の概要

(1) 改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付に関する経過措置

社会保険職員共済組合から日本年金機構健康保険組合への移行に伴い、改正前の国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給回数は、健保法の規定による高額療養費の支給回数とみなすこととしたものである。

(2) 任意継続被保険者の標準報酬月額に係る経過措置

社会保険職員共済組合から日本年金機構健康保険組合への移行に伴い、任意継続被保険者の標準報酬月額に係る経過措置を設けたものである。

(3) 障害共済年金と傷病手当金の併給調整に係る経過措置

社会保険職員共済組合から日本年金機構健康保険組合への移行に伴い、障害共済年金と傷病手当金の併給調整に係る経過措置を設けたものである。

(4) 平成13年統合法附則第25条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第78条の2の規定の適用に関する読替え

平成13年統合法附則第25条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第78条の2の規定の適用について、所要の読替えのための規定を設けたものである。

### IV. 附則の概要

(1) 施行期日

政令の施行については、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日とした。

(2) 厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置

厚生年金保険法施行令第4条の2においては、財務大臣に権限委任することが必

要と認める事情を政令で定めることとしており、その事情の一として、「納付義務者が滞納している保険料その他法律の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、児手法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はその他これらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること」が規定されているところであるが、当分の間、上記の船員保険法の規定による保険料及び徴収金に、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）による改正前の船員保険法の規定による保険料及び徴収金も合算することとするための経過措置を設けたものである。

(3) 児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置厚生年金保険法施行令の一部改正に伴う経過措置

(2) と同様。

(4) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

(2) と同様。

(5) 内閣総理大臣への再就職の届出に関する経過措置

国家公務員法では、国家公務員の再就職に関する適正及び透明性の確保に必要な情報を収集するため、離職後に営利企業等の地位に就く場合等に届出を義務づけており、これらの届出については、職員の退職管理に関する政令により、「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。」とされているところであるが、機構の設立に伴い、社会保険庁が廃止されるため、機構成立の日以後、同庁を離職した元管理職職員にとって「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者」に当たるものが存在しないこととなるため、厚生労働大臣を經由先とする経過措置を設けることとする。

(6) 罰則に関する経過措置

職員の退職管理に関する政令の一部改正前に刑罰の対象となる働きかけを行った者に対して、当該改正後も引き続き刑罰の対象とする必要があることから、政令改正にあたり、附則に刑罰に関する経過措置を規定したものである。

### 第3 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第155号）関係

#### I 趣旨

法による改正後の健康保険法等において、機構が実施する滞納処分等の実施に際しては、機構は、滞納処分等実施規程を策定し、厚生労働大臣の認可を受けることとされているところであり、同規程に記載すべき事項を定めるため、健康保険法施行規則等について、所要の規定の整備を行ったものである。

## II 概要

### (1) 健康保険法施行規則の一部改正

滞納処分等実施規程の記載事項として、次に掲げる事項を規定したものである。

- ・滞納処分等の実施体制
- ・滞納処分等の認可の申請に関する事項
- ・滞納処分等の実施時期
- ・財産の調査に関する事項
- ・差押えを行う時期
- ・差押えに係る財産の選定方法
- ・差押財産の換価の実施に関する事項
- ・法第180条第1項に規定する保険料等の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項
- ・その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

### (2) 船員保険法施行規則の一部改正

(1) と同様。

### (3) 厚生年金保険法施行規則の一部改正

(1) と同様。

### (4) 国民年金法施行規則の一部改正

(1) と同様。

### (5) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正

(1) と同様。

### (6) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正

(1) と同様。

## III. 施行期日

施行期日は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日とした。

## 第4 日本年金機構法第32条第2項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成21年厚生労働省令第154号）関係

### I 趣旨

法第32条第2項において、機構の業務方法書に記載すべき事項については、厚生労働省令にて定めることとされており、同項の規定に基づいて、業務方法書の記載事項を定めたものである。

### II 概要

業務方法書の記載事項として以下の事項を定めたものである。

- ・業務の方法に関する事項

- ・業務の委託に関する基準
- ・契約に関する基本的事項
- ・内部統制システムに関する事項
- ・その他機構の業務の執行に関して必要な事項

### Ⅲ. 施行期日

施行期日は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日とした。

## 第5 日本年金機構の業務運営に関する省令（平成21年厚生労働省令第165号）関係

### I 趣旨

法の施行に伴い、法の本則の省令委任事項のうち、機構の業務運営に関する事項を定めたものである。

### II 概要

#### (1) 個人情報の定義に関する事項

法においては、個人情報、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものと定義している。

これを受け、厚生労働省令で定めるものは、死亡した個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）としたものである。

#### (2) 監査に関する事項

法において、監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならないこととされている。

これを受けて、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 監事は、その職務を適切に遂行するため、機構の理事及び職員その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと
- ・ この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならないこと
- ・ 上記の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと
- ・ 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならないこと

#### (3) 服務に関する事項

法において、役職員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならないこと

ととされている。

これを受けて、機構の役員及び職員に任命された者は、遅滞なく、服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面に署名して、任命権者に提出しなければならないことを定めることとしたものである。

#### (4) 年金委員に関する事項

法において、法に定めるもののほか、年金委員に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受けて、年金委員の推薦は、機構が年金委員候補者名簿を作成し、厚生労働大臣に提出して行うものとするを定めることとしたものである。

#### (5) 中期計画に関する事項

法において、機構は、厚生労働大臣が定める中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

これを受け、機構は、中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと、また、機構は、中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととしたものである。

#### (6) 年度計画に関する事項

法において、機構は、毎事業年度、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における中期計画に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。また、これを変更しようとするときも、同様とされている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならないこと
- ・ 機構は、年度計画の認可を受けようとするときは、当該年度計画に係る事業年度開始の日の30日前までに（機構の最初の事業年度の年度計画については、その成立後最初の中期計画について法第34条の認可を受けた後遅滞なく）、当該年度計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと
- ・ 機構は、年度計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと

#### (7) 中期実績報告に関する事項

法において、機構は、中期目標の期間の終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、中期実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。

これを受け、中期実績報告書には、中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならないこととしたものである。

(8) 厚生労働大臣及び機構による年金個人情報利用及び提供に関する事項

年金個人情報の目的外利用は原則禁止であるが、法において、厚生労働大臣及び機構は、政府管掌年金事業の運営に関する事務、船員保険及び健康保険に関する事務、介護保険法等の特別徴収に係る事務、その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合は、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとされている。

これを受け、厚生労働省令で定めるものとして、以下のものを定めることとしたものである。

- ・ 国民年金法に規定する国民年金基金に関する制度の周知に関する事務
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による受給資格及び特別障害給付金の額の認定に関する事務
- ・ 厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第37条及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第296号）附則第60条の規定により船員保険の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなす経過措置による雇用保険の適用に関する事務
- ・ 厚年法第28条又は国民年金法第14条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務

(9) 厚生労働大臣及び機構以外の者による年金個人情報利用及び提供に関する事項

年金個人情報の目的外利用は原則禁止であるが、法において、厚生労働大臣及び機構は、厚生労働大臣又は機構以外の者が行う、政府管掌年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険、国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務、被用者年金各法による年金給付事務、介護保険法等による特別徴収に係る事務又は、政府管掌年金事業に関連する事務であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合は、当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるときについては、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとされている。

これを受け、厚生労働省令で定めるものとして、以下のものを定めることとしたものである。

- ・ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定による恩給等を担保とした貸付けに関する事務
- ・ 厚年法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務
- ・ 国民年金法の規定により国民年金基金又は国民年金基金連合会が行う給付に関する事務
- ・ 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する事務
- ・ 地方公務員等共済組合法第161条の2に規定する重複期間を有する地方議会

#### 議員に係る退職年金の支給に関する事務

- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による福祉手当の支給に関する事務
- ・ 沖縄振興開発金融公庫法の規定による恩給等を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務
- ・ 介護保険法の規定による保険給付及び保険料に関する事務
- ・ 地方公務員共済組合連合会が介護保険法その他の法律の規定により、地方公務員等共済組合法による年金たる給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務
- ・ 確定給付企業年金法の規定による給付に関する事務
- ・ 確定拠出年金法の規定による給付に関する事務
- ・ 平成13年統合法附則の規定による給付に関する事務
- ・ 独立行政法人農業者年金基金法の規定による農業者年金事業に関する事務
- ・ 独立行政法人福祉医療機構法の規定による厚年法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務及び独立行政法人福祉医療機構法附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務
- ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定による社会保障協定に関する事務
- ・ 国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務
- ・ 厚年法第28条又は国民年金法第14条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務

#### (10) 情報の公表に関する事項

法において、機構は、監事が作成した監査報告書の理事会への報告があったとき、副理事長又は理事が任命又は解任されたとき、制裁規程、業務方法書、中期計画又は年度計画の認可を受けたとき、役員報酬、職員の給与又は会計規程の届出をしたとき、並びに中期実績報告書を提出したときには、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならないこととされている。また、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、年金事務所の設置の状況、機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向の状況その他の機構の業務運営及び組織に関する情報を公表しなければならないとされている。

これを受け、公表に当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとしたものである。

#### (11) 権限の委任に関する事項

法に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生（支）局長に委任することができることとされている。

これを受け、以下の事項について規定することとしたものである。

- ・ 法第30条第1項及び第48条第1項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

- ・ 前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

### Ⅲ. 施行期日

施行期日は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日とした。

## 第6 日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成21年厚生労働省令第166号） 関係

### I 趣旨

法の施行に伴い、法の本則の省令委任事項のうち機構の財務及び会計に関する事項を定めたものである。

### II 概要

#### (1) 会計の原則に関する事項

法において、機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとされている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする
- ・ 金融庁組織令第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする
- ・ 独立行政法人会計基準は、この省令に準ずるものとして、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする

#### (2) 償却資産の指定等に関する事項

法において、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めるところとされている。

これを受け、償却資産等について、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 厚生労働大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる
- ・ 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする

#### (3) 財務諸表に関する事項

法において、機構は、毎事業年度、貸借対照表等その他厚生労働省令で定める書類を作成することとされている。

これを受け、厚生労働省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャ

ッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とすることとしたものである。

#### (4) 閲覧期間に関する事項

法において、機構は、財務諸表について、厚生労働大臣の承認を受けたときは遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書類を、主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされている。

これを受け、財務諸表等の閲覧期間を5年と定めることとしたものである。

#### (5) 利益及び損失の処理に関する事項

法において、利益の処分又は損失の処理に関する書類を作成することとされている。また、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、国庫納付準備金として整理しなければならないこと
- ・ 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による国庫納付準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないこと
- ・ 機構は、毎事業年度、前条の規定による整理を行った後、厚生労働大臣の承認を受けた金額を超える額の国庫納付準備金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならないこと
- ・ 機構は、前条の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、当該国庫納付金が生じた事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと
- ・ 厚生労働大臣は、上記の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする
- ・ 国庫納付金は、当該国庫納付金が生じた事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならないこと
- ・ 国庫納付金は、年金特別会計業務勘定に帰属する。

#### (6) 借入金の認可に関する事項

法において、機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができるとされ、また、短期借入金は事業年度内に償還しなければならないが、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができるとされている。また、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされ

ている。

これを受け、機構は、法第43条第1項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないことを定めることとしたものである。

- ・ 借入れを必要とする理由
- ・ 借入金の額
- ・ 借入金の借入先
- ・ 借入金の利率
- ・ 借入金の償還の方法及び期限
- ・ 利息の支払の方法及び期限
- ・ その他必要な事項

#### (7) 重要な財産に関する事項

法において、機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。また、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 厚生労働省令で定める重要な財産は、土地及び建物とすること。
- ・ 機構は、法第45条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、機構は、処分等に係る財産の内容及び評価額、処分等の条件、処分等の方法並びに機構の業務運営上支障がない旨及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと

### III. 附則の概要

#### (1) 施行期日

この省令は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日から施行することとしたこと。

#### (2) 承継時の償却資産に関する経過措置

機構の成立の際機構に出資されたものとされる資産のうち厚生労働大臣が指定する償却資産については、II(2)の指定があったものとみなすこととしたこと。

### 第7 日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成21年厚生労働省令第167号）関係

#### I 趣旨

機構の設立に伴い、厚生年金保険法施行規則（以下「厚年則」という。）その他の関係厚生労働省令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めたものである。

## II 関係厚生労働省令の整備の概要

### (1) 厚生年金保険法施行規則の一部改正

#### ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

厚年法の施行により、地方社会保険事務局長及び社会保険事務所長への権限委任規定が削除されたこと等に伴う厚生労働省令の条項の削除その他の必要な規定の整理を行ったものである。

#### ② 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）

##### (i) 機構への権限委任を行わずに引き続き厚生労働大臣の権限とするものの指定に関する事項

厚年法において、国税徴収の例によるものとされる徴収の権限のうち、保険料その他各法律の規定による徴収金の納入の告知、納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限については、厚生労働大臣から機構に対して権限に係る事務の委任を行わずに、引き続き厚生労働大臣の権限とするとされている。

これを受け、厚生労働省で定める権限として以下の権限を定めたものである。

- ・ 国税徴収法第32条第1項の規定の例による告知
- ・ 国税徴収法第32条第2項の規定の例による督促
- ・ 国税徴収法第138条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）
- ・ 国税通則法第11条の規定の例による延長
- ・ 国税通則法第36条第1項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）
- ・ 国税通則法第42条において準用する民法第423条第1項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使
- ・ 国税通則法第42条において準用する民法第424条第1項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求
- ・ 国税通則法第46条の規定の例による納付の猶予
- ・ 国税通則法第49条の規定の例による納付の猶予の取消し
- ・ 国税通則法第63条の規定の例による免除
- ・ 国税通則法第123条第1項の規定の例による交付

##### (ii) 機構へ委任する権限の指定に関する事項

厚年法において、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任について、各法律に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限を委任することとされている。

これを受け、厚生労働省令で定める権限として、以下の権限を定めたものである。

- ・ 厚年法第39条の2に規定する返還金債権その他保険給付の過誤払による返還金債権に係る債権の行使及び法第40条第1項の規定により取得した損害賠償の請求権の行使
- ・ 厚生年金保険法施行令第6条第2項の規定による資料の提供の求め

- ・ 厚年則 29 条の 3 第 2 項の規定による承認
- ・ 厚年則第 78 条の 6 第 5 項の規定による通知
- ・ 厚年則第 79 条の規定による通知
- ・ 厚年則第 80 条の規定による通知
- ・ 厚年則第 81 条の規定による年金手帳の作成及び交付
- ・ 厚年則第 84 条の規定による聴取書の作成及び読み聞かせ
- ・ 厚年則第 85 条の規定による年金手帳の作成及び交付
- ・ 平成 13 年統合法附則第 25 条第 5 項において準用する廃止前農林共済法第 77 条の 3 第 1 項の規定による確認

(iii) 厚生労働大臣が滞納処分等を引き継いだ際の通知に関する事項

厚年法において、厚生労働大臣は、自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、対象者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならないこととされている。

これを受け、厚生労働省令で定める事項として、以下の事項を定めたものである。

- ・ 厚生労働大臣が滞納処分等を行うこととなる旨
- ・ 機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日
- ・ 機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称
- ・ 当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所
- ・ 当該滞納処分等の対象となる者の事業所の名称及び所在地
- ・ 当該滞納処分等の根拠となる法令
- ・ 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
- ・ その他必要な事項

(iv) 機構から厚生労働大臣への滞納処分等に係る事務の引継ぎ等に関する事項

厚年法において、厚生労働大臣が機構へ委任した権限を自ら行う場合、又は自ら行っている権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における、権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受け、厚生労働大臣が滞納処分等に係る権限の全部又は一部を自ら行うこととするとき（又は行わないこととするとき）は、機構は次に掲げる事項を行うこととしたものである。

- ・ 権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣（又は機構）に引き継ぐこと。
- ・ 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣（又は機構）に引き継ぐこと。
- ・ その他必要な事項

(v) 機構に委任された権限に係る事務に係る申請等に関する事項

厚年法において、同法に定めるもののほか、機構による大臣から委任された権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による当該権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。

これを受け、機構に委任された権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（事務所の選択をした場合にあっては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとしたものである。

③ 厚生労働大臣から財務大臣への権限に係る事務の委任に関する事項

(i) 財務大臣に委任する権限に関する事項

厚年法において、厚生労働大臣は、滞納処分等及び厚生労働省令で定める権限について、納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること等の事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができることとされている。

これを受け、厚生労働省令で定める権限として、以下の権限を定めたものである。

- ・ 国税通則法第42条において準用する民法第423条第1項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使
- ・ 国税通則法第42条において準用する民法第424条第1項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求
- ・ 国税通則法第46条の規定の例による納付の猶予
- ・ 国税通則法第49条の規定の例による納付の猶予の取消し

(ii) 厚生年金保険法施行令において定める厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件に関する事項

厚生年金保険法施行令において、厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件の一として、厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること、納付義務者が滞納している保険料その他法律の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、児手法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はその他厚生労働省令で定める徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であることを定めている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 厚生労働省令で定める月数は、24月とすること
- ・ 厚生労働省令で定める徴収金は、健康保険法第58条第1項、第74条第2項及び第109条第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金並びに船員保険法第47条、第55条第2項及び第71条第2項（同法第74条第3項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金とすること
- ・ 厚生労働省令で定める金額は、1億円とすること

(iii) 滞納処分等その他処分の執行状況及び結果の報告に関する事項

厚年法において、財務大臣は、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部

を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告することとされている。

これを受け、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果に関する報告は、6月に1回、以下に掲げる事項について行うこととしたものである。

- ・ 財務大臣が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した金額
- ・ 財務大臣が受任した事案のうち、滞納処分等その他の処分がまだ行われていない事案の件数及び滞納金額の総額
- ・ その他必要な事項

(iv) 財務大臣による通知に関する技術的読替え等に関する事項

厚年法において、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合、財務大臣による通知については、厚生労働大臣が滞納処分等を実施した場合の規定を準用することとされている。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受け、必要な技術的読替えのほか、当該通知は、国税局長等への委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとすることを定めるとともに、滞納処分等その他処分の対象者に対して、以下の内容を通知することを定めたものである。

- ・ 財務大臣（又は委任を受けた国税庁長官、国税局長又は税務署長）が滞納処分等その他の処分を行うこととなる旨
- ・ 厚生労働大臣から当該滞納処分等その他の処分の委任を受けた年月日
- ・ 厚生労働大臣から委任を受けた後に当該滞納処分等その他の処分を担当する財務省（委任が行われた場合にあつては、国税庁、国税局又は税務署）の部局の名称
- ・ 当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の氏名及び住所又は居所
- ・ 当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の事業所の名称及び所在地
- ・ 当該滞納処分等その他の処分の根拠となる法令
- ・ 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額
- ・ その他必要な事項

(v) 厚生労働大臣から財務大臣への引継ぎ等に関する事項

厚生年金保険法施行令において、財務大臣が、厚生労働大臣からの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は厚生労働大臣からの委任に基づき行っている滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受け、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行うものとするとき若しくは財務大臣が委任を受けて行っている滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行わないものとするときは、以下の事項を行うこと

としたものである。

- ・ 権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣（又は財務大臣）に引き継ぐこと。
- ・ 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣（又は財務大臣）に引き継ぐこと。
- ・ その他必要な事項

#### ④ 機構の滞納処分等の実施に関する事項

##### (i) 機構が行う滞納処分等の結果の報告に関する事項

厚年法において、機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

これを受け、以下の事項を報告することとしたものである。

- ・ 機構が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価に係る納付義務者の氏名及び住所又は居所並びに当該納付義務者の事業所の名称及び所在地
- ・ 差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価を行った年月日並びにその結果
- ・ その他参考となるべき事項

##### (ii) 滞納処分等実施規程の記載事項 → 第3において規定済み

#### ⑤ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任に関する事項

厚年法に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができることとされており、また、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができることとされている。

これを受け、以下に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任すること、ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げないことを定めたものである。

- ・ 厚年法第100条の4第3項の規定により厚生労働大臣が同条第1項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限
- ・ 厚年法第100条の4第4項の規定による公示
- ・ 厚年法第100条の4第5項の規定による通知
- ・ 厚年法第100条の6第1項及び第2項の規定による認可
- ・ 厚年法第100条の6第3項の規定による報告の受理
- ・ 厚年法第100条の8第1項の規定による認可
- ・ 厚年法第100条の10第2項の規定により厚生労働大臣が同条第1項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限
- ・ 厚年法第100条の11第2項の規定による認可
- ・ 厚年法第100条の11第4項の規定による報告の受理

#### ⑥ 機構への事務の委託に関する事項

##### (i) 徴収の事務のうち国が行う権限に関する事項

厚年法において、保険料の徴収に関する事務のうち、厚生労働省令で定める権

限に係るものについては、厚生労働大臣が行うこととしている。

これを受け、厚生労働省令で定める権限として、厚年法第86条第1項の規定による督促及び法第86条第2項の規定による督促状の発行を規定したものである。

(ii) 法律の規定に基づく情報提供事務の委託に関する事項

厚年法において、介護保険法第203条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じた、各法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務については、機構に事務の委託を行うこととされている。

これを受け、厚生労働省令で定める法律の規定として、以下のものを定めることとしたものである。

- ・ 健康保険法第50条の2及び第108条第5項
- ・ 船員保険法第28条、第50条及び第70条第5項
- ・ 労働者災害補償保険法第49条の3第1項
- ・ 私立学校教職員共済法第47条の2
- ・ 国家公務員共済組合法第66条第7項、第80条第4項、第87条の2第2項、第93条の4及び第114条の2
- ・ 国民健康保険法附則第20条
- ・ 地方公務員等共済組合法第68条第7項、第82条第4項、第93条第2項、第99条の9、第144条の25の2及び第170条の3
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第43条の2
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第26条及び第28条第2項
- ・ 賃金の支払の確保等に関する法律第12条の2
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第138条
- ・ 昭和60年国家公務員共済改正法附則第45条第2項
- ・ 昭和60年地方公務員共済改正法附則第110条第2項
- ・ 介護保険法第203条
- ・ 平成13年統合法附則第25条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法第78条の2
- ・ 統計法第29条及び第31条第1項

(iii) 厚生労働省令で定める機構へ委託する事務に関する事項

厚年法において、機構への厚生労働大臣の事務の委託について、同法に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務を委託するものとされている。

これを受け、厚生労働省令で定める事務として、以下の事務を定めたものである。

- ・ 厚年則第35条第1項、第51条第1項及び第68条第1項の規定による確認に係る事務並びに第35条第2項及び第3項、第51条第2項及び第3項並びに第68条第2項及び第3項の規定による報告及び書類の提出の求めに係る

## 事務

- ・ 厚年則第35条の2第1項、第51条の2第1項及び第68条の2第1項の規定による届書の提出の求めに係る事務
  - ・ 厚年則第60条の3の規定による裁定等の請求の求めに係る事務
  - ・ 厚年則第82条第1項の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）
  - ・ 厚年則第86条の規定による年金証書の作成及び交付に係る事務
  - ・ 厚年則第87条第3項、第6項及び第7項の規定による添付書類の省略に係る事務
  - ・ 住民基本台帳法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供を受けることに係る事務
  - ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成9年政令第86号）第4条第8項又は第29条第6項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）
  - ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金等に関する政令第28条第3項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）
- (iv) 機構に委託された権限に係る事務に係る申請等に関する事項  
厚年法において、同法に定めるもののほか、機構に委託された事務の実施又は厚生労働大臣による当該事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。  
これを受け、機構に委託された事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所（事務所の選択をした場合にあつては、当該選択をした年金事務所）に対してするものとしたものである。
- ⑦ 機構が行う収納等に関する事項
- (i) 厚生労働省で定める収納の対象となるものに関する事項  
厚年法において、厚生労働大臣は、会計法第7条第1項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他各法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるものの収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができることとされている。  
これを受け、厚生労働省令に定めるものとして、以下のものを定めることとしたものである。
- ・ 保険料その他法の規定による徴収金
  - ・ 厚年法第39条の2に規定する返還金その他保険給付の過誤払による返還金
  - ・ 厚年法第40条第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金
- (ii) 厚生労働省令で定める収納職員による収納が可能な場合に関する事項  
厚年令において、収納職員による収納が可能な場合の一として、収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合、収納職員による収納が適切かつ効果的

な場合として厚生労働省令で定める場合を定めている。

これを受け、厚生労働省令で定める場合として、以下のものを定めることとしたものである。

- ・ 機構の職員が、保険料等を納付しようとする納付義務者に対して、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合
- ・ 納付義務者が納入告知書において指定する納付場所（年金事務所を除く。）での納付が困難であると認められる場合

(iii) 機構が収納を行う旨の公表に関すること

厚年令において、機構が収納を行う場合、遅滞なく年金事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公表することを定めている。

これを受け、厚生労働省令で定める事項として、年金事務所の名称及び所在地及び年金事務所で保険料等の収納を実施する場合を定めることとしたものである。

(iv) その他機構による収納に関する事項

厚年令において、機構による収納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとしている。

これを受け、以下の事項を定めたものである。

- ・ 領収証書及び年金特別会計の歳入徴収官へ報告する報告書の所定様式を定めること。
- ・ 機構は、保険料等を収納したときは、所定の様式による送付書を添え、これを現金収納の日又はその翌日（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日、12月29日、同月30日又は同月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）において日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店をいう。）に送付しなければならないこと。
- ・ 帳簿の様式を定め、収納職員ごとに、保険料等の収納及び送付の都度、直ちにこれを記録しなければならないこと。
- ・ 徴収職員は、保険料等を徴収するため第三債務者、公売に付する財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができること。
- ・ 徴収職員は、上記により歳入金以外の金銭を受領したときは、領収証を交付しなければならないこと。
- ・ 国税通則法第55条の規定に基づき、徴収職員は納付義務者から有価証券の納付委託を受けたときは、有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領するものとする。
- ・ 徴収職員は、上記により有価証券の取立てに要する費用の額に相当する金銭を受領したときは、領収証を交付しなければならないこと。ただし、徴収職員が国税通則法第55条の規定による納付受託証書に当該金銭を受領したことを記載したときは、この限りでないこと。
- ・ 上記により交付する領収証は、所定様式によること。

- ・ 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならないこと。また、収納職員は、その取扱いに係る現金を、私金と混同してはならないこと。
- ・ 収納職員は、法令の規定により現金に代え証券を受領したときは、現金に準じその取扱いをしなければならないこと。
- ・ 収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告は、毎月10日までに、所定の様式による保険料等収納状況報告書により行わなければならない。
- ・ 機構の理事長は、毎年3月31日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）又は収納職員が交替するとき、若しくはその廃止があつたときは、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、当該収納職員の帳簿金庫を検査させなければならないこと。
- ・ 機構の理事長は、必要があると認めるときは、随時、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、収納職員の帳簿金庫を検査させるものとする。
- ・ 検査員は、上記の検査をするときは、これを受ける収納職員その他適当な機構の職員を立ち合わせなければならないこと。
- ・ 検査員は、収納職員の帳簿金庫を検査したときは、検査書2通を作成し、1通を当該収納職員に交付し、他の1通を機構の理事長に提出しなければならないこと。
- ・ 検査員は、前項の検査書に記名して印を押すとともに、立ち会った者に記名させ、かつ、印を押させるものとする。
- ・ 収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、交替の日の前日をもって、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、前条の規定による検査を受けた上、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならないこと。
- ・ 前任の収納職員は、現金現在高調書及びその引き継ぐべき帳簿、証拠その他の書類の目録各2通を作成し、後任の収納職員の立会の上現物に対照し、受渡しをした後、現金現在高調書及び目録に年月日及び受渡しを終えた旨を記入し、両収納職員において記名して認印を押し、各1通を保存しなければならないこと。
- ・ 収納職員が廃止されるときは、廃止される収納職員は、前2項の規定に準じ、その残務を引き継ぐべき収納職員に残務の引継ぎの手續をしなければならないこと。
- ・ 前任の収納職員又は廃止される収納職員が第1項及び第2項又は前項の規定による引継ぎの事務を行うことができないときは、機構の理事長が指定した職員がこれらの収納職員に係る引継ぎの事務を行うものとする。
- ・ 機構は、年金特別会計の歳入徴収官への報告又は第117条に規定する送付書の記載事項に誤りがあるときは、日本銀行において当該年度所属の歳入金を受け入れることができる期限までに当該歳入徴収官又は日本銀行（本店、支店

又は代理店をいう。以下同じ。)にその訂正を請求しなければならないこと。

- ・ 機構は、年金特別会計の歳入徴収官から、機構が収納した歳入金の所属年度、主管名、会計名又は取扱庁名について、誤びゅうの訂正の請求があつたときは、これを訂正し、その旨を当該歳入徴収官に通知しなければならないこと。
- ・ 機構は、現金の送付に係る領収証書を亡失又は毀損した場合には、日本銀行からその送付済の証明を受けなければならないこと。

⑧ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項

厚年法において、機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うこととされている。

これを受け、機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとするものとしたものである。

⑨ 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等に関する経過措置に関する事項

厚年法において、同法の経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、法による改正後の厚年法の権限の委任及び事務の委託に係る規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとするものとする。また、この場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされている。

これを受けて、以下の事項を規定することとしたものである。

- ・ 厚生労働省令で定める規定は、法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するものとする。
- ・ 上記に規定する社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、法の施行後は、法の施行後の法令に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣がすべきものとし、又は厚生労働大臣に対してすべきものとする。

(2) 国民年金法施行規則の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様。

② 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものに関する

## 事項（事業改善法による国民年金法改正関係）

国民年金法において、基礎年金番号の利用対象については、政府管掌年金事業の運営に関する事務政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものとしている。

これを受けて、厚生労働省令で定めるものとして、以下のものを定めることとしたものである。

- ・ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する事務
- ・ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務
- ・ 被用者年金各法による年金たる給付に関する事務
- ・ 国民年金法による年金たる給付及び厚年法による年金たる保険給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務
- ・ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務
- ・ 地方公務員共済組合連合会が介護保険法その他の法律の規定により、地方公務員等共済組合法による年金たる給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務
- ・ 国民年金法に規定する国民年金基金に関する制度の周知に関する事務
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による受給資格及び特別障害給付金の額の認定に関する事務
- ・ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定による恩給等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした貸付けに関する事務
- ・ 厚年法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務
- ・ 国民年金法の規定により国民年金基金又は国民年金基金連合会が行う給付に関する事務
- ・ 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する事務
- ・ 地方公務員等共済組合法第161条の2に規定する重複期間を有する地方議会議員に係る退職年金の支給に関する事務
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による福祉手当の支給に関する事務
- ・ 沖縄振興開発金融公庫法の規定による恩給等を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務
- ・ 介護保険法の規定による保険給付及び保険料に関する事務
- ・ 確定給付企業年金法の規定による給付に関する事務
- ・ 確定拠出年金法の規定による給付に関する事務
- ・ 平成13年統合法附則の規定による給付に関する事務

- ・ 独立行政法人農業者年金基金法の規定による農業者年金事業に関する事務
  - ・ 独立行政法人福祉医療機構法の規定による国民年金法又は厚年法に基づく年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務及び独立行政法人福祉医療機構法附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務
  - ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第37条及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第60条の規定により船員保険の被保険者であつた期間を雇用保険の被保険者であつた期間とみなす経過措置による雇用保険の適用に関する事務
  - ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定による社会保障協定に関する事務
  - ・ 国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務
  - ・ 専ら統計の作成又は学術研究を目的とする調査に関する事務
  - ・ 国民年金法第14条又は厚年法第28条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務
- ③ 基礎年金番号の告知の求めの制限の対象となる者に関する事項（事業改善法による改正関係）

国民年金法により読替えた後の住民基本台帳法において、全国健康保険協会、国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、同法第14条に規定する政府管掌年金事業に関連する事務（②参照）の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号を告知することを求めてはならないとされている。

これを受け、厚生労働省令で定める者として以下の者を規定したものである。

- ・ 全国健康保険協会
- ・ 都道府県知事
- ・ 税務署長
- ・ 農林漁業団体職員共済組合
- ・ 社団法人国民健康保険中央会
- ・ 国民健康保険団体連合会
- ・ 地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する共済会
- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 国民年金基金
- ・ 国民年金基金連合会
- ・ 企業年金基金
- ・ 独立行政法人福祉医療機構
- ・ 独立行政法人農業者年金基金
- ・ 厚生年金基金
- ・ 企業年金連合会
- ・ 社団法人地方税電子化協議会
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 総務省組織令附則第22条の年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則

## 第23条の年金記録確認地方第三者委員会

### ④ 基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合に関する事項

国民年金法により読替えた後の住民基本台帳法において、厚生労働大臣等以外の者は、国民年金法第14条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約の申込みをしようとする他人若しくは申込みをする他人又はその者と契約の締結をした他人に対し、当該他人又は当該他人以外の者に係る同条に規定する基礎年金番号を告知することを求めてはならないとされている。

これを受けて、基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合として、以下のものを規定することとしたものである。

- ・ 厚生年金保険法第27条に規定する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合
- ・ 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が社会保険労務士法第2条第1項に規定する事務を行う場合
- ・ 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金を実施する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合
- ・ 確定給付企業年金法第74条に規定する規約型企業年金を実施する事業主が同法の規定により行うこととされている事務を行う場合

### ⑤ 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）

（1）②と同様。

### ⑥ 厚生労働大臣から財務大臣への権限に係る事務の委任に関する事項

#### （i）財務大臣に委任する権限に関する事項

（1）③（i）と同様。

#### （ii）国民年金法施行令において定める厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件に関する事項

国民年金法施行令において、厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件の一として、厚生労働省令で定める金額以上の保険料を滞納していること、納付義務者の所得が厚生労働省令で定める金額以上であることを定めている。

これを受け、以下の事項を定めることとしたものである。

- ・ 厚生労働省令で定める月数は、24月とすること
- ・ 厚生労働省令で定める金額は、1000万円とすること

#### （iii）滞納処分等その他処分の執行状況及び結果の報告に関する事項

（1）③（iii）と同様。

#### （iv）財務大臣による通知に関する技術的読替え等に関する事項

（1）③（iv）と同様。

#### （v）厚生労働大臣から財務大臣への引継ぎ等に関する事項

- (1) ③(v)と同様。
- ⑦ 機構の滞納処分等の実施に関する事項  
 (1) ④と同様。
- ⑧ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任に関する事項  
 (1) ⑤と同様。
- ⑨ 機構への事務の委託に関する事項  
 (1) ⑥と同様。
- ⑩ 機構が行う収納等に関する事項  
 (1) ⑦と同様。
- ⑪ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項  
 (1) ⑧と同様。
- ⑫ 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等に関する経過措置に関する事項  
 (1) ⑨と同様。
- (3) 児童手当法施行規則の一部改正
- ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理  
 (1) ①と同様。
- ② 機構への権限委任を行わずに引き続き厚生労働大臣の権限とするものの指定に関する事項  
 (1) ②(i)と同様。
- ③ 厚生労働大臣から財務大臣への権限に係る事務の委任に関する事項  
 (i) 財務大臣に委任する権限に関する事項  
 (1) ③(i)と同様。  
 (ii) 児童手当法施行令において定める厚生労働大臣が財務大臣に委任するための要件に関する事項  
 (1) ③(ii)と同様。
- ④ 機構への事務の委託に関する事項  
 児手法において、機構への厚生労働大臣の事務の委託について、厚生労働省令で定める事務を委託するものとされている。  
 これを受け、厚生労働省令で定める事務として、以下の事務を定めたものである。
- ・ 児手法第20条第1項の規定による拠出金（同項第1号に掲げる者から徴収するものに限る。）その他法の規定による徴収金の徴収に係る事務（令第7条の2第1号から第5号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第22条第1項の規定によりその例によるものとされる厚年法第86条第1項の規定による督促、同条第2項の規定による督促状の発行並びに次号、第3号及び第5号に掲げる事務を除く。）
  - ・ 法第22条第1項の規定によりその例によるものとされる厚年法第83条第2項及び第3項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

- ・ 法第22条第1項の規定によりその例によるものとされる厚年法第86条第1項及び第2項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）
- ・ 法第22条第1項の規定によりその例によるものとされる厚年法第87条第1項及び第4項の規定による延滞金の徴収に係る事務（令第7条の2第3号から第5号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第22条第1項の規定によりその令によるものとされる厚年法第86条第1項の規定による督促、同条第2項の規定による督促状の発行並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）
- ・ 第12条の2に規定する権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

(4) 健康保険法施行規則の一部改正

- ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理
  - (1) ①と同様。
- ② 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）
  - (1) ②と同様
- ③ 厚生労働大臣から財務大臣への権限に係る事務の委任に関する事項
  - (1) ③と同様。
- ④ 機構の滞納処分等の実施に関する事項
  - (1) ④と同様。
- ⑤ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任に関する事項
  - (1) ⑤と同様。
- ⑥ 機構への事務の委託に関する事項
  - (1) ⑥と同様。
- ⑦ 機構が行う収納等に関する事項
  - (1) ⑦と同様。
- ⑧ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項
  - (1) ⑧と同様。
- ⑨ 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等に関する経過措置に関する事項
  - (1) ⑨と同様。

(5) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正

社会保険審査官及び社会保険審査会法第3条第4号に規定する処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるとして、次に掲げるものを定めたものである。

- ・ 機構がした国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課、徴収又は国民年金法第96条の規定による処分に対する審査請求にあっては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所が当該事務を処理した場合にあっては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とし、審査請求人が処分につき経由した機構の事務所がある場合にあっては、当該経由

した機構の事務所（年金事務所を経由した場合にあっては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）

- ・ 厚生労働大臣がした処分に対する審査請求にあっては、審査請求人が当該処分につき経由した地方厚生局、機構の事務所（従たる事務所を経由した場合にあっては、その従たる事務所（年金事務所を経由した場合にあっては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））又は国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等の事務所
- ・ 市町村長がした処分に対する審査請求にあっては、当該処分をした市町村

(6) 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

代理人専任・解任届の提出については、年金事務所を経由して行うことができることを規定するほか、機構の設立に伴う法令改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととしたものである。

(7) 社会保険労務士法施行規則の一部改正

機構の設立に伴い、以下の事項その他所要の改正を行ったものである。

- ・ 以下の権限について、厚生労働大臣から地方厚生局長等に委任した。  
社会保険労務士が2以上の事務所を開設する場合の許可  
社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査  
社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理  
社会保険労務士会の設立の許可及び会則変更の認可  
社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令  
社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ・ 機構の設立に伴って、社会保険労務士の資格の対象となる実務経験2年の対象となる事務に、機構の役員及び従業員が行う事務を追加する。

(8) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

概算保険料申告書及び確定保険料申告書（年度更新に係るものに限る。）、保険関係成立届、名称、所在地等変更届及び代理人選任・解任届に係るものの提出は、年金事務所を経由して行うことができることを規定するほか、機構の設立に伴う法令改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととしたものである。

(9) 厚生労働省組織規則の一部改正

機構の設立に伴い、年金局の課室等について必要な規定を設ける等所要の改正を行ったものである。

(10) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正

① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理

(1) ①と同様。

② 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）

(1) ②と同様

③ 機構の滞納処分等の実施に関する事項

(1) ④と同様。

- ④ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任に関する事項
    - (1) ⑤と同様。
  - ⑤ 機構への事務の委託に関する事項
    - (1) ⑥と同様。
  - ⑥ 機構が行う収納等に関する事項
    - (1) ⑦と同様。
  - ⑦ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項
    - (1) ⑧と同様。
- (1 1) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正
- ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理
    - (1) ①と同様。
  - ② 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）
    - (1) ②と同様
  - ③ 機構の滞納処分等の実施に関する事項
    - (1) ④と同様。
  - ④ 厚生労働大臣の権限の地方厚生局長等への委任に関する事項
    - (1) ⑤と同様。
  - ⑤ 機構への事務の委託に関する事項
    - (1) ⑥と同様。
  - ⑥ 機構が行う収納等に関する事項
    - (1) ⑦と同様。
  - ⑦ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項
    - (1) ⑧と同様。
- (1 2) 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正
- ① 社会保険庁の廃止等に伴う規定の整理
    - (1) ①と同様。
  - ② 厚生労働大臣から機構への権限に係る事務の委任に関する事項（滞納処分等に係る権限を含む）
    - (1) ②と同様
  - ③ 機構の滞納処分等の実施に関する事項
    - (1) ④と同様。
  - ④ 機構への事務の委託に関する事項
    - (1) ⑥と同様。
  - ⑤ 機構から厚生労働大臣への情報提供に関する事項
    - (1) ⑧と同様。
- (1 3) その他の省令の一部改正
- 以下の省令について、機構の設立に伴う法令改正に伴い、所要の規定の整備を行っ

たものである。

- ・医療法施行規則
- ・船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第59号）
- ・国民健康保険法施行規則
- ・老齢福祉年金支給規則
- ・厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和36年厚生省令第48号）
- ・船員保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和36年厚生省令第49号）
- ・船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和41年厚生省令第17号）
- ・厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第151号）
- ・厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第22号）
- ・厚生年金基金規則
- ・石炭鉱業年金基金法施行規則
- ・国民年金の事務費交付金の算定に関する省令
- ・沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令
- ・厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和55年厚生省令第39号）
- ・船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和55年厚生省令第40号）
- ・国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和61年厚生省令第17号）
- ・国民年金基金規則
- ・社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則
- ・国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第58号）
- ・厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）
- ・介護保険法施行規則
- ・国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第2項の規定による還付の請求手続に関する省令
- ・厚生労働省聴聞手続規則
- ・厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
- ・不動産登記の嘱託職員を指定する省令
- ・厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
- ・厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）
- ・確定拠出年金法施行規則
- ・確定給付企業年金法施行規則
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令

- ・日本郵政公社法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

### Ⅲ 経過措置の概要

- (1) 雇用保険法等の一部を改正する法律の適用について、所要の経過措置を設けたものである。
- (2) この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第117条、国民年金法施行規則第122条、健康保険法施行規則第158条の20、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第38条及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第19条の24の送付書については、当分の間、日本年金機構法附則第12条第1項の規定により機構が承継を受けて保有する出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第1号書式の現金払込書を取り繕い使用することができることとしたところである。

なお、具体的な取り繕い方については、以下の帳票について、その取り繕い方法を別紙1～別紙6のとおりお示しするので、留意願いたい。

- ・送付書・領収証書（旧：現金払込書・領収証書）（別紙1）
- ・領収証書（別紙2）
- ・納付受託証（旧：納付受託証書）（別紙3）
- ・（歳入金以外）領収証（旧：歳入歳出外現金領収証書）（別紙4）
- ・領収証書（旧：保険料現金領収証書）（別紙5）
- ・保険料収納簿（旧：現金出納簿（収入官吏・出納員用））（別紙6）

なお、これに関連して、歳入徴収官の取扱庁番号および取扱庁名については、歳入徴収官の取扱庁番号が各社会保険事務所に付番されており、各年金事務所は、社会保険事務所の番号を引き継ぐことになる。新取扱庁名は、厚生労働省年金局（〇〇）（（〇〇）は各年金事務所の固有の名称が入ります。）となる（別紙7）。納入告知書や納付書の発行、送付書（旧：現金払込書）の作成などの際には、留意願いたい。

- (3) この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたところである。

### Ⅳ 施行期日

施行期日は、法の施行期日に合わせて平成22年1月1日としたところである。

(照会先)

次頁のとおり。

【照会先】

- 国民年金に関する事（年金給付に関する事を除く。）  
年金局事業管理課国民年金管理係 5 2 5 3 - 1 1 1 1 （内線 3 6 6 5、3 6 6 6）
- 厚生年金保険に関する事（年金給付に関する事を除く。）  
年金局事業管理課厚生年金保険管理係 同（内線 3 6 4 8）
- 年金給付に関する事  
年金局事業管理課年金給付係 同（内線 3 5 9 5）
- 健康保険に関する事  
保険局保険課企画法令第一係 同（内線 3 2 4 7）
- 上記以外に関する事  
年金局事業企画課企画係 同（内線 3 5 7 9）

~~現金~~ 払込書・領収証書 (国庫金) 第 号

下記の金額を領収しました。  
(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)

(収入官吏、分任収入官吏官職氏名)

平成 年度

年金特別会計 (0343) 厚生労働省所管  
(庁名) ( )

払込金額 千 百 十 万 千 百 十 円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

領 収 控 (国庫金) 第 号

下記の金額を領収しました。  
(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)

(収入官吏、分任収入官吏官職氏名)

印

平成 年度

年金特別会計 (0343) 厚生労働省所管  
(庁名) ( )

払込金額 千 百 十 万 千 百 十 円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

修正箇所には、収納職員  
の私印を押印。

領 収 済 通 知 書 (国庫金) 第 号

あて先 歳入徴収官  
所属庁名  
所在地  
(領収済通知書送付先)  
日本年金機構内 厚生労働省年金局 〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24

下記の金額を領収しました。  
(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)

(収入官吏、分任収入官吏官職氏名)

印

平成 年度

年金特別会計 (0343) 厚生労働省所管  
(庁名) ( )

払込金額 千 百 十 万 千 百 十 円

翌年度6月1日以降現年度歳入組入

原 符

見本

事業所整理記号		事業所番号	納付目的 年 月	調定種別	保険料 種 別	平成 年度		年金特別会計		第 2号										
郡市区	記 号					金 額		延 滞 金 額			備考									
			年	月			千	百	十	円		日数	十	万	千	百	十	円		
住 所	殿		内		健康保険料															
氏 名					厚生年金料															
職					児童手当															
平成 年 月 日																				
領収金額																				

◎金額の頭部に必ず¥を付すること。

残 49 枚

領 収 証 書

見本

事業所整理記号		事業所番号	納付目的 年 月	調定種別	保険料 種 別	平成 年度		年金特別会計		第 2号										
郡市区	記 号					金 額		延 滞 金 額			備考									
			年	月			千	百	十	円		日数	十	万	千	百	十	円		
住 所	殿		内		健康保険料															
氏 名					厚生年金料															
職					児童手当															
右の金額を領収しました。																				
平成 年 月 日																				
領収金額																				

◎ご注意 茶色のカーボンで書かれていないときは、お手数でも 社会保険事務所 までご連絡下さい。  
◎領収金額欄が修正されているものは無効です。

印

印

修正箇所には、収納職員  
の私印を押印。

領 収 済 報 告 書

見本

届書コード		事業所番号	納付目的 年 月	調定種別	保険料 種 別	平成 年度		年金特別会計		第 2号										
6	3					8	金 額		延 滞 金 額		備考									
			年	月			千	百	十	円		日数	十	万	千	百	十	円		
住 所	殿		内		健康保険料															
氏 名					厚生年金料															
職					児童手当															
右の金額を領収したので報告します。																				
平成 年 月 日																				
領収金額																				

印

歳入徴収官

送信

(ホ-片)

換価の猶予通知書交付原符	
滞納者 住(居)所 氏名	平成 年 月 日 殿

納付 (弁済) 受託証券原符

委託者	住所											第 1 号							
	氏名	殿										年金特別会計							
証券の種類	支 払 人					振 出 人 住 所													
記号番号	支 払 場 所					振 出 人 氏 名													
	事業所整理記号			事業所番号			券 面 金 額												
	郡市区	記 号					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
支 払 年 月 日			受 託 年 月 日			取立費用		備 考											
年	月	日	年	月	日	円													
納付目的年月	調定種別	金 額										延 滞 金 額							
年	月		億	千	百	十	万	千	百	十	円	日数	百	十	万	千	百	十	円
		健康保険料																	
		厚生年金保険料																	
		児童手当拠出金																	
		健康保険料																	
		厚生年金保険料																	
		児童手当拠出金																	
		健康保険料																	
		厚生年金保険料																	
		児童手当拠出金																	
注	延滞金は、小切手振出日付又は約束手形支払期日の前日までを計算すること。										証券及び取	平成 年 月 日 受領徴収係(課)長 ㊟							
意												残 50 枚							

◎金額の頭部に必ず¥を付すること。

調定種別 1. 定例調定 2. 随時調定

(オ=片)

換 価 の 猶 予 通 知 書	
滞納者 住(居)所 氏 名	平成 年 月 日 殿
下記の納付受託証書に記載してある保険料等についてあなたが提供した証券の支払期日まで国税徴収法第151条第1項の規定により換価の猶予をします。	

### 納付 ( 弁 済 ) 受 託 証 書

◎券面金額欄又は取立費用欄が修正されているものは無効です。

委託者	住所	第 1 号																
	氏名	年金特別会計																
証券の種類	支 払 人					振 出 人 住 所												
記号番号	支 払 場 所					振 出 人 氏 名												
	事業所整理記号			事業所番号			券 面 金 額											
	市区	記 号					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
支 払 年 月 日			受 託 年 月 日			取立費用		備 考										
年	月	日	年	月	日	円												
納付目的年月	調定種別	金 額										延 滞 金 額						
年	月	億	千	百	十	万	千	百	十	円	日数	百	十	万	千	百	十	円
	健康保険料																	
	厚生年金保険料																	
	児童手当拠出金																	
	健康保険料																	
	厚生年金保険料																	
	児童手当拠出金																	
	健康保険料																	
	厚生年金保険料																	
	児童手当拠出金																	
	健康保険料																	
	厚生年金保険料																	
	児童手当拠出金																	
上記のとおり納付 ( 弁 済 ) の委託を受けました。																		
印 <span style="float: right;">(印)</span>																		
注 意	1. 委託者は、委託の取消をすることができません。 2. 受領した証券が不渡りとなり銀行からその手数料の請求があったときは、直ちに、銀行に支払って下さい。 3. 将来本証書記載の保険料等又は差押債権を直ちに徴収しなければならない事情が生じたときは、この納付 ( 弁 済 ) の受託を取り消すことがあります。																	

◎ご注意 茶色のカーボンで書かれていないときは、お手数でも社会保険事務局年金事務所までご連絡下さい。

社会保険事務局 年金事務所

調定種別 1. 定例調定 2. 随時調定

印

- 1) 標題部分の「受託証書」は、「受託証」に修正。
- 2) 右側の社会保険事務局等は、「年金事務所」に修正。
- 3) 修正箇所には、徴収職員私印を押印する。

(才三片)

換価の猶予通知書交付済報告

滞納者 住(居)所 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 殿

上記の者に対する換価の猶予通知書を交付しましたので報告します。

納付 (弁済) 受託証券等報告書

委託者	住所	第 1 号																
	氏名	年金特別会計																
証券の種類	支 払 人					振 出 人 住 所												
記号番号	支 払 場 所					振 出 人 氏 名												
届書コード	届書	① 事業所整理記号			② 事業所番号			③ 券 面 金 額										
		郡市区	記 号				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
6	0	4																
④ 支 払 年 月 日			⑤ 受 託 年 月 日			取立費用		備 考										
年	月	日	年	月	日	円												
納付目的年月		調定種別	金 額										延 滞 金					
年	月		億	千	百	十	万	千	百	十	円	日数	百	十	万	千	百	十
⑥		⑦ 健康保険料	⑧									⑨						
		厚生年金保険料																
		児童手当拠出金																
⑩		⑪ 健康保険料	⑫									⑬						
		厚生年金保険料																
		児童手当拠出金																
⑭		⑮ 健康保険料	⑯									⑰						
		厚生年金保険料																
		児童手当拠出金																
⑰		⑱ 健康保険料	⑲									⑳						
		厚生年金保険料																
		児童手当拠出金																
㉑		㉒ 健康保険料	㉒									㉓						
		厚生年金保険料																
		児童手当拠出金																

上記のとおり納付 (弁済) 委託を受け、証券及び取立費用として現金を受領したので報告します。

所 長	徴取課長	再委託年月日	納付年月日	再委託銀行領収印	領収書発送年月日

送信

調定種別 1. 定例調定 2. 随時調定

歳入歳出外現金領収証書原符

住所			第 2 号
氏名	殿		平成 年度
¥ _____ 内 訳			
摘要	金額		
平成 年 月 日			
残枚数	49 枚		

領 収 証 書

住所			第 2 号
氏名	殿		平成 年度
¥ _____ 内 訳			
摘要	金額		
上記の金額を領収しました。			
平成 年 月 日			
印 <span style="float: right;">印</span>			

◎領収金額欄が修正されているものは無効です。

◎ご注意 茶色のカーボンで書かれていないときは、お手数でも  
 年金事務所  
 社会保険事務所用  
 までご連絡下さい。

印

歳入歳出外現金領収済報告書

住所			第 2 号
氏名	殿		平成 年度
¥ _____ 内 訳			
摘要	金額		
上記の金額を領収済につき報告します。			
平成 年 月 日			
殿 <span style="float: right;">印</span>			

# 原 符

収入官吏コード		平成	年度	年金特別会計		第 3 号	出納区分	0: 収入官吏 1: 出納員等
納付者	年金手帳の基礎年金番号			保 險 料		延 滞 金		
	住 所			保険料種別	納付期間	金 額	日数	金 額
	被保険者氏名							
	生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月				
金 額				計 保 險 料 額				
平成		年	月	備 考				

◎金額の頭部に必ず¥を付すこと。

残 48 枚

## 国民年金保険料現金領収証書

収入官吏コード		平成	年度	年金特別会計		第 3 号	出納区分	0: 収入官吏 1: 出納員等
納付者	年金手帳の基礎年金番号			保 險 料		延 滞 金		
	住 所			保険料種別	納付期間	金 額	日数	金 額
	被保険者氏名							
	生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月				
◎下記の金額を領収しました。				計 保 險 料 額				
金 額				備 考				
平成		年	月	年金事務所				

◎ご注意、茶色のカーボンで書かれていないときは、お手数でも ~~社会保険事務所~~ までご連絡下さい。  
 ◎領収金額欄を修正したものは無効です。 ◎この領収証書は、年金手帳と一緒に大切に保管して下さい。

年金事務所印と収納職員の私印の押印すること。

修正箇所には、収納職員の私印を押印すること。

届 書 コード	6 0 4	届 徴	領 収 済 報 告 書						
①収入官吏コード		②平成	年度	③集計表作成年月日	平成	年	月	日	④通番
納付者	⑤年金手帳の基礎年金番号			年金特別会計		⑦第 3 号	⑧出納区分	0: 収入官吏 1: 出納員等	送信
	住 所			保 險 料		延 滞 金			
	被保険者氏名			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
	⑥生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑭	⑮	⑯	⑰	
◎下記の金額を領収しましたので報告します。				計 保 險 料 額					
金 額				備 考					
⑱平成		年	月	厚生労働省年金局事業管理課長 歳入徴収官 <del>社会保険庁総務部</del> 総務部 課長 殿					

保険料等収納簿

年月日	摘要	保険料種別	収		送		残			
				円		円		円		

- 現在使用している「現金出納簿（収入官吏・出納員用）」が、日本年金機構においては「保険料収納簿」として、収納された保険料等を記録する。
- 日本年金機構での記録に際しては、未使用の「現金出納簿（収入官吏・出納員用）」の摘要欄に、「保険料種別」欄を追加して使用すること。
- 厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、国民年金保険料、及び各々の保険料に係る延滞金等が、区別できるように記録すること。

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
	0343	厚生労働省年金局		新設(内訳の取りまとめをするため)
00063118	0343	社会保険庁	00063118	【名称変更】厚生労働省年金局(〇〇)
00066421	0343	社会保険庁	00066421	【名称変更】厚生労働省年金局(国民年金)
00063125	0343	札幌東社会保険事務所	00063125	【名称変更】厚生労働省年金局(札幌東)
00063132	0343	北海道社会保険事務局札幌西社会保険事務室	00063132	【名称変更】厚生労働省年金局(札幌西)
00063140	0343	函館社会保険事務所	00063140	【名称変更】厚生労働省年金局(函館)
00063157	0343	旭川社会保険事務所	00063157	【名称変更】厚生労働省年金局(旭川)
00063164	0343	釧路社会保険事務所	00063164	【名称変更】厚生労働省年金局(釧路)
00063171	0343	室蘭社会保険事務所	00063171	【名称変更】厚生労働省年金局(室蘭)
00063189	0343	岩見沢社会保険事務所	00063189	【名称変更】厚生労働省年金局(岩見沢)
00063196	0343	小樽社会保険事務所	00063196	【名称変更】厚生労働省年金局(小樽)
00063207	0343	北見社会保険事務所	00063207	【名称変更】厚生労働省年金局(北見)
00063214	0343	帯広社会保険事務所	00063214	【名称変更】厚生労働省年金局(帯広)
00063221	0343	稚内社会保険事務所	00063221	【名称変更】厚生労働省年金局(稚内)
00063239	0343	砂川社会保険事務所	00063239	【名称変更】厚生労働省年金局(砂川)
00063246	0343	青森社会保険事務局青森社会保険事務室	00063246	【名称変更】厚生労働省年金局(青森)
00063253	0343	八戸社会保険事務所	00063253	【名称変更】厚生労働省年金局(八戸)
00063261	0343	弘前社会保険事務所	00063261	【名称変更】厚生労働省年金局(弘前)
00063278	0343	岩手社会保険事務局盛岡社会保険事務室	00063278	【名称変更】厚生労働省年金局(盛岡)
00063285	0343	一関社会保険事務所	00063285	【名称変更】厚生労働省年金局(一関)
00063292	0343	宮古社会保険事務所	00063292	【名称変更】厚生労働省年金局(宮古)
00063303	0343	仙台南社会保険事務所	00063303	【名称変更】厚生労働省年金局(仙台南)
00063311	0343	石巻社会保険事務所	00063311	【名称変更】厚生労働省年金局(石巻)
00063328	0343	古川社会保険事務所	00063328	【名称変更】厚生労働省年金局(古川)
00063335	0343	秋田社会保険事務局秋田社会保険事務室	00063335	【名称変更】厚生労働省年金局(秋田)
00063342	0343	鷹巣社会保険事務所	00063342	【名称変更】厚生労働省年金局(鷹巣)
00063350	0343	大曲社会保険事務所	00063350	【名称変更】厚生労働省年金局(大曲)
00063367	0343	山形社会保険事務局山形社会保険事務室	00063367	【名称変更】厚生労働省年金局(山形)
00063374	0343	鶴岡社会保険事務所	00063374	【名称変更】厚生労働省年金局(鶴岡)
00063381	0343	米沢社会保険事務所	00063381	【名称変更】厚生労働省年金局(米沢)
00063399	0343	福島社会保険事務局東北福島社会保険事務室	00063399	【名称変更】厚生労働省年金局(東北福島)
00063400	0343	平社会保険事務所	00063400	【名称変更】厚生労働省年金局(平)
00063417	0343	郡山社会保険事務所	00063417	【名称変更】厚生労働省年金局(郡山)
00063424	0343	会津若松社会保険事務所	00063424	【名称変更】厚生労働省年金局(会津若松)
00063431	0343	水戸南社会保険事務所	00063431	【名称変更】厚生労働省年金局(水戸南)
00063449	0343	土浦社会保険事務所	00063449	【名称変更】厚生労働省年金局(土浦)
00063456	0343	日立社会保険事務所	00063456	【名称変更】厚生労働省年金局(日立)
00063463	0343	栃木社会保険事務局宇都宮西社会保険事務室	00063463	【名称変更】厚生労働省年金局(宇都宮西)
00063471	0343	栃木社会保険事務所	00063471	【名称変更】厚生労働省年金局(栃木)
00063488	0343	今市社会保険事務所	00063488	【名称変更】厚生労働省年金局(今市)
00063495	0343	群馬社会保険事務局前橋社会保険事務室	00063495	【名称変更】厚生労働省年金局(前橋)
00063506	0343	桐生社会保険事務所	00063506	【名称変更】厚生労働省年金局(桐生)
00063513	0343	高崎社会保険事務所	00063513	【名称変更】厚生労働省年金局(高崎)
00063521	0343	埼玉社会保険事務局浦和社会保険事務室	00063521	【名称変更】厚生労働省年金局(浦和)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00063538	0343	熊谷社会保険事務所	00063538	【名称変更】厚生労働省年金局(熊谷)
00063545	0343	川越社会保険事務所	00063545	【名称変更】厚生労働省年金局(川越)
00063552	0343	春日部社会保険事務所	00063552	【名称変更】厚生労働省年金局(春日部)
00063560	0343	秩父社会保険事務所	00063560	【名称変更】厚生労働省年金局(秩父)
00063577	0343	千葉社会保険事務局千葉社会保険事務室	00063577	【名称変更】厚生労働省年金局(千葉)
00063584	0343	船橋社会保険事務所	00063584	【名称変更】厚生労働省年金局(船橋)
00063591	0343	木更津社会保険事務所	00063591	【名称変更】厚生労働省年金局(木更津)
00063602	0343	佐原社会保険事務所	00063602	【名称変更】厚生労働省年金局(佐原)
00063610	0343	千代田社会保険事務所	00063610	【名称変更】厚生労働省年金局(千代田)
00063641	0343	中央社会保険事務所	00063641	【名称変更】厚生労働省年金局(中央)
00063659	0343	港社会保険事務所	00063659	【名称変更】厚生労働省年金局(港)
00063666	0343	東京社会保険事務局新宿社会保険事務室	00063666	【名称変更】厚生労働省年金局(新宿)
00063673	0343	杉並社会保険事務所	00063673	【名称変更】厚生労働省年金局(杉並)
00063681	0343	上野社会保険事務所	00063681	【名称変更】厚生労働省年金局(上野)
00063698	0343	文京社会保険事務所	00063698	【名称変更】厚生労働省年金局(文京)
00063709	0343	墨田社会保険事務所	00063709	【名称変更】厚生労働省年金局(墨田)
00063716	0343	江東社会保険事務所	00063716	【名称変更】厚生労働省年金局(江東)
00063723	0343	品川社会保険事務所	00063723	【名称変更】厚生労働省年金局(品川)
00063731	0343	大田社会保険事務所	00063731	【名称変更】厚生労働省年金局(大田)
00063755	0343	渋谷社会保険事務所	00063755	【名称変更】厚生労働省年金局(渋谷)
00063762	0343	池袋社会保険事務所	00063762	【名称変更】厚生労働省年金局(池袋)
00063770	0343	板橋社会保険事務所	00063770	【名称変更】厚生労働省年金局(板橋)
00063787	0343	足立社会保険事務所	00063787	【名称変更】厚生労働省年金局(足立)
00063794	0343	葛飾社会保険事務所	00063794	【名称変更】厚生労働省年金局(葛飾)
00063805	0343	江戸川社会保険事務所	00063805	【名称変更】厚生労働省年金局(江戸川)
00063812	0343	世田谷社会保険事務所	00063812	【名称変更】厚生労働省年金局(世田谷)
00063820	0343	立川社会保険事務所	00063820	【名称変更】厚生労働省年金局(立川)
00063837	0343	武蔵野社会保険事務所	00063837	【名称変更】厚生労働省年金局(武蔵野)
00063844	0343	鶴見社会保険事務所	00063844	【名称変更】厚生労働省年金局(鶴見)
00063851	0343	神奈川社会保険事務局横浜中社会保険事務室	00063851	【名称変更】厚生労働省年金局(横浜中)
00063869	0343	横浜南社会保険事務所	00063869	【名称変更】厚生労働省年金局(横浜南)
00063876	0343	川崎社会保険事務所	00063876	【名称変更】厚生労働省年金局(川崎)
00063883	0343	平塚社会保険事務所	00063883	【名称変更】厚生労働省年金局(平塚)
00063891	0343	小田原社会保険事務所	00063891	【名称変更】厚生労働省年金局(小田原)
00063901	0343	横須賀社会保険事務所	00063901	【名称変更】厚生労働省年金局(横須賀)
00063919	0343	新潟西社会保険事務所	00063919	【名称変更】厚生労働省年金局(新潟西)
00063926	0343	長岡社会保険事務所	00063926	【名称変更】厚生労働省年金局(長岡)
00063933	0343	上越社会保険事務所	00063933	【名称変更】厚生労働省年金局(上越)
00063941	0343	三条社会保険事務所	00063941	【名称変更】厚生労働省年金局(三条)
00063958	0343	新発田社会保険事務所	00063958	【名称変更】厚生労働省年金局(新発田)
00063965	0343	富山社会保険事務局富山社会保険事務室	00063965	【名称変更】厚生労働省年金局(富山)
00063972	0343	高岡社会保険事務所	00063972	【名称変更】厚生労働省年金局(高岡)
00063980	0343	魚津社会保険事務所	00063980	【名称変更】厚生労働省年金局(魚津)
00063997	0343	石川社会保険事務局金沢北社会保険事務室	00063997	【名称変更】厚生労働省年金局(金沢北)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00064000	0343	小松社会保険事務所	00064000	【名称変更】厚生労働省年金局(小松)
00064017	0343	七尾社会保険事務所	00064017	【名称変更】厚生労働省年金局(七尾)
00064024	0343	福井社会保険事務局福井社会保険事務室	00064024	【名称変更】厚生労働省年金局(福井)
00064031	0343	敦賀社会保険事務所	00064031	【名称変更】厚生労働省年金局(敦賀)
00064049	0343	山梨社会保険事務局甲府社会保険事務室	00064049	【名称変更】厚生労働省年金局(甲府)
00064056	0343	長野社会保険事務局長野南社会保険事務室	00064056	【名称変更】厚生労働省年金局(長野南)
00064063	0343	岡谷社会保険事務所	00064063	【名称変更】厚生労働省年金局(岡谷)
00064071	0343	飯田社会保険事務所	00064071	【名称変更】厚生労働省年金局(飯田)
00064088	0343	松本社会保険事務所	00064088	【名称変更】厚生労働省年金局(松本)
00064095	0343	小諸社会保険事務所	00064095	【名称変更】厚生労働省年金局(小諸)
00064106	0343	岐阜南社会保険事務所	00064106	【名称変更】厚生労働省年金局(岐阜南)
00064113	0343	多治見社会保険事務所	00064113	【名称変更】厚生労働省年金局(多治見)
00064121	0343	大垣社会保険事務所	00064121	【名称変更】厚生労働省年金局(大垣)
00064138	0343	高山社会保険事務所	00064138	【名称変更】厚生労働省年金局(高山)
00064145	0343	静岡社会保険事務局静岡社会保険事務室	00064145	【名称変更】厚生労働省年金局(静岡)
00064152	0343	浜松東社会保険事務所	00064152	【名称変更】厚生労働省年金局(浜松東)
00064160	0343	浜松西社会保険事務所	00064160	【名称変更】厚生労働省年金局(浜松西)
00064177	0343	沼津社会保険事務所	00064177	【名称変更】厚生労働省年金局(沼津)
00064184	0343	島田社会保険事務所	00064184	【名称変更】厚生労働省年金局(島田)
00064191	0343	富士社会保険事務所	00064191	【名称変更】厚生労働省年金局(富士)
00064202	0343	大曾根社会保険事務所	00064202	【名称変更】厚生労働省年金局(大曾根)
00064210	0343	愛知社会保険事務局中村社会保険事務室	00064210	【名称変更】厚生労働省年金局(中村)
00064227	0343	鶴舞社会保険事務所	00064227	【名称変更】厚生労働省年金局(鶴舞)
00064234	0343	熱田社会保険事務所	00064234	【名称変更】厚生労働省年金局(熱田)
00064241	0343	笠寺社会保険事務所	00064241	【名称変更】厚生労働省年金局(笠寺)
00064259	0343	豊橋社会保険事務所	00064259	【名称変更】厚生労働省年金局(豊橋)
00064266	0343	岡崎社会保険事務所	00064266	【名称変更】厚生労働省年金局(岡崎)
00064273	0343	一宮社会保険事務所	00064273	【名称変更】厚生労働省年金局(一宮)
00064281	0343	半田社会保険事務所	00064281	【名称変更】厚生労働省年金局(半田)
00064298	0343	刈谷社会保険事務所	00064298	【名称変更】厚生労働省年金局(刈谷)
00064309	0343	三重社会保険事務局津社会保険事務室	00064309	【名称変更】厚生労働省年金局(津)
00064316	0343	四日市社会保険事務所	00064316	【名称変更】厚生労働省年金局(四日市)
00064323	0343	松阪社会保険事務所	00064323	【名称変更】厚生労働省年金局(松阪)
00064331	0343	滋賀社会保険事務局大津社会保険事務室	00064331	【名称変更】厚生労働省年金局(大津)
00064348	0343	彦根社会保険事務所	00064348	【名称変更】厚生労働省年金局(彦根)
00064355	0343	上京社会保険事務所	00064355	【名称変更】厚生労働省年金局(上京)
00064362	0343	中京社会保険事務所	00064362	【名称変更】厚生労働省年金局(中京)
00064370	0343	京都社会保険事務局下京社会保険事務室	00064370	【名称変更】厚生労働省年金局(下京)
00064387	0343	京都南社会保険事務所	00064387	【名称変更】厚生労働省年金局(京都南)
00064394	0343	天満社会保険事務所	00064394	【名称変更】厚生労働省年金局(天満)
00064405	0343	福島社会保険事務所	00064405	【名称変更】厚生労働省年金局(福島)
00064412	0343	大阪社会保険事務局大手前社会保険事務室	00064412	【名称変更】厚生労働省年金局(大手前)
00064420	0343	堀江社会保険事務所	00064420	【名称変更】厚生労働省年金局(堀江)
00064437	0343	市岡社会保険事務所	00064437	【名称変更】厚生労働省年金局(市岡)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00064444	0343	天王寺社会保険事務所	00064444	【名称変更】厚生労働省年金局(天王寺)
00064451	0343	難波社会保険事務所	00064451	【名称変更】厚生労働省年金局(難波)
00064469	0343	玉出社会保険事務所	00064469	【名称変更】厚生労働省年金局(玉出)
00064476	0343	淀川社会保険事務所	00064476	【名称変更】厚生労働省年金局(淀川)
00064483	0343	今里社会保険事務所	00064483	【名称変更】厚生労働省年金局(今里)
00064491	0343	城東社会保険事務所	00064491	【名称変更】厚生労働省年金局(城東)
00064501	0343	貝塚社会保険事務所	00064501	【名称変更】厚生労働省年金局(貝塚)
00064519	0343	堺東社会保険事務所	00064519	【名称変更】厚生労働省年金局(堺東)
00064526	0343	東大阪社会保険事務所	00064526	【名称変更】厚生労働省年金局(東大阪)
00064533	0343	吹田社会保険事務所	00064533	【名称変更】厚生労働省年金局(吹田)
00064541	0343	守口社会保険事務所	00064541	【名称変更】厚生労働省年金局(守口)
00064558	0343	兵庫社会保険事務局三宮社会保険事務室	00064558	【名称変更】厚生労働省年金局(三宮)
00064565	0343	須磨社会保険事務所	00064565	【名称変更】厚生労働省年金局(須磨)
00064572	0343	姫路社会保険事務所	00064572	【名称変更】厚生労働省年金局(姫路)
00064580	0343	尼崎社会保険事務所	00064580	【名称変更】厚生労働省年金局(尼崎)
00064597	0343	明石社会保険事務所	00064597	【名称変更】厚生労働省年金局(明石)
00064608	0343	西宮社会保険事務所	00064608	【名称変更】厚生労働省年金局(西宮)
00064615	0343	豊岡社会保険事務所	00064615	【名称変更】厚生労働省年金局(豊岡)
00064622	0343	奈良社会保険事務局奈良社会保険事務室	00064622	【名称変更】厚生労働省年金局(奈良)
00064630	0343	大和高田社会保険事務所	00064630	【名称変更】厚生労働省年金局(大和高田)
00064647	0343	和歌山東社会保険事務所	00064647	【名称変更】厚生労働省年金局(和歌山東)
00064654	0343	田辺社会保険事務所	00064654	【名称変更】厚生労働省年金局(田辺)
00064661	0343	鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室	00064661	【名称変更】厚生労働省年金局(鳥取)
00064679	0343	米子社会保険事務所	00064679	【名称変更】厚生労働省年金局(米子)
00064686	0343	島根社会保険事務局松江社会保険事務室	00064686	【名称変更】厚生労働省年金局(松江)
00064693	0343	浜田社会保険事務所	00064693	【名称変更】厚生労働省年金局(浜田)
00064704	0343	岡山西社会保険事務所	00064704	【名称変更】厚生労働省年金局(岡山西)
00064711	0343	倉敷東社会保険事務所	00064711	【名称変更】厚生労働省年金局(倉敷東)
00064729	0343	津山社会保険事務所	00064729	【名称変更】厚生労働省年金局(津山)
00064736	0343	高梁社会保険事務所	00064736	【名称変更】厚生労働省年金局(高梁)
00064743	0343	広島社会保険事務局広島東社会保険事務室	00064743	【名称変更】厚生労働省年金局(広島東)
00064751	0343	広島西社会保険事務所	00064751	【名称変更】厚生労働省年金局(広島西)
00064768	0343	福山社会保険事務所	00064768	【名称変更】厚生労働省年金局(福山)
00064775	0343	呉社会保険事務所	00064775	【名称変更】厚生労働省年金局(呉)
00064782	0343	三原社会保険事務所	00064782	【名称変更】厚生労働省年金局(三原)
00064790	0343	三次社会保険事務所	00064790	【名称変更】厚生労働省年金局(三次)
00064801	0343	山口社会保険事務局山口社会保険事務室	00064801	【名称変更】厚生労働省年金局(山口)
00064818	0343	下関社会保険事務所	00064818	【名称変更】厚生労働省年金局(下関)
00064825	0343	徳山社会保険事務所	00064825	【名称変更】厚生労働省年金局(徳山)
00064832	0343	岩国社会保険事務所	00064832	【名称変更】厚生労働省年金局(岩国)
00064840	0343	萩社会保険事務所	00064840	【名称変更】厚生労働省年金局(萩)
00064857	0343	徳島社会保険事務局徳島北社会保険事務室	00064857	【名称変更】厚生労働省年金局(徳島北)
00064864	0343	阿波半田社会保険事務所	00064864	【名称変更】厚生労働省年金局(阿波半田)
00064871	0343	高松東社会保険事務所	00064871	【名称変更】厚生労働省年金局(高松東)

## 年金特会にかかる新旧取扱庁名

別紙7

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00064889	0343	善通寺社会保険事務所	00064889	【名称変更】厚生労働省年金局(善通寺)
00064896	0343	松山西社会保険事務所	00064896	【名称変更】厚生労働省年金局(松山西)
00064907	0343	今治社会保険事務所	00064907	【名称変更】厚生労働省年金局(今治)
00064914	0343	宇和島社会保険事務所	00064914	【名称変更】厚生労働省年金局(宇和島)
00064921	0343	高知東社会保険事務所	00064921	【名称変更】厚生労働省年金局(高知東)
00064939	0343	幡多社会保険事務所	00064939	【名称変更】厚生労働省年金局(幡多)
00064946	0343	福岡社会保険事務局博多社会保険事務室	00064946	【名称変更】厚生労働省年金局(博多)
00064953	0343	中福岡社会保険事務所	00064953	【名称変更】厚生労働省年金局(中福岡)
00064961	0343	久留米社会保険事務所	00064961	【名称変更】厚生労働省年金局(久留米)
00064978	0343	小倉北社会保険事務所	00064978	【名称変更】厚生労働省年金局(小倉北)
00064985	0343	直方社会保険事務所	00064985	【名称変更】厚生労働省年金局(直方)
00064992	0343	八幡社会保険事務所	00064992	【名称変更】厚生労働省年金局(八幡)
00065005	0343	大牟田社会保険事務所	00065005	【名称変更】厚生労働省年金局(大牟田)
00065012	0343	佐賀社会保険事務局佐賀社会保険事務室	00065012	【名称変更】厚生労働省年金局(佐賀)
00065020	0343	唐津社会保険事務所	00065020	【名称変更】厚生労働省年金局(唐津)
00065037	0343	長崎北社会保険事務所	00065037	【名称変更】厚生労働省年金局(長崎北)
00065044	0343	佐世保社会保険事務所	00065044	【名称変更】厚生労働省年金局(佐世保)
00065051	0343	諫早社会保険事務所	00065051	【名称変更】厚生労働省年金局(諫早)
00065069	0343	熊本社会保険事務局熊本西社会保険事務室	00065069	【名称変更】厚生労働省年金局(熊本西)
00065076	0343	八代社会保険事務所	00065076	【名称変更】厚生労働省年金局(八代)
00065083	0343	本渡社会保険事務所	00065083	【名称変更】厚生労働省年金局(本渡)
00065091	0343	玉名社会保険事務所	00065091	【名称変更】厚生労働省年金局(玉名)
00065101	0343	大分社会保険事務局大分社会保険事務室	00065101	【名称変更】厚生労働省年金局(大分)
00065119	0343	別府社会保険事務所	00065119	【名称変更】厚生労働省年金局(別府)
00065126	0343	佐伯社会保険事務所	00065126	【名称変更】厚生労働省年金局(佐伯)
00065133	0343	宮崎社会保険事務局宮崎社会保険事務室	00065133	【名称変更】厚生労働省年金局(宮崎)
00065141	0343	延岡社会保険事務所	00065141	【名称変更】厚生労働省年金局(延岡)
00065158	0343	都城社会保険事務所	00065158	【名称変更】厚生労働省年金局(都城)
00065165	0343	鹿児島社会保険事務局鹿児島南社会保険事務室	00065165	【名称変更】厚生労働省年金局(鹿児島南)
00065172	0343	川内社会保険事務所	00065172	【名称変更】厚生労働省年金局(川内)
00065180	0343	鹿屋社会保険事務所	00065180	【名称変更】厚生労働省年金局(鹿屋)
00065197	0343	奄美大島社会保険事務所	00065197	【名称変更】厚生労働省年金局(奄美大島)
00065208	0343	留萌社会保険事務所	00065208	【名称変更】厚生労働省年金局(留萌)
00065215	0343	新庄社会保険事務所	00065215	【名称変更】厚生労働省年金局(新庄)
00065222	0343	清水社会保険事務所	00065222	【名称変更】厚生労働省年金局(清水)
00065230	0343	瀬戸社会保険事務所	00065230	【名称変更】厚生労働省年金局(瀬戸)
00065247	0343	日田社会保険事務所	00065247	【名称変更】厚生労働省年金局(日田)
00065254	0343	下館社会保険事務所	00065254	【名称変更】厚生労働省年金局(下館)
00065261	0343	渋川社会保険事務所	00065261	【名称変更】厚生労働省年金局(渋川)
00065279	0343	大宮社会保険事務所	00065279	【名称変更】厚生労働省年金局(大宮)
00065286	0343	柏崎社会保険事務所	00065286	【名称変更】厚生労働省年金局(柏崎)
00065293	0343	武生社会保険事務所	00065293	【名称変更】厚生労働省年金局(武生)
00065311	0343	八王子社会保険事務所	00065311	【名称変更】厚生労働省年金局(八王子)
00065329	0343	港北社会保険事務所	00065329	【名称変更】厚生労働省年金局(港北)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00065336	0343	横浜西社会保険事務所	00065336	【名称変更】厚生労働省年金局(横浜西)
00065343	0343	昭和社会保険事務所	00065343	【名称変更】厚生労働省年金局(昭和)
00065351	0343	名古屋北社会保険事務所	00065351	【名称変更】厚生労働省年金局(名古屋北)
00065368	0343	名古屋西社会保険事務所	00065368	【名称変更】厚生労働省年金局(名古屋西)
00065375	0343	京都西社会保険事務所	00065375	【名称変更】厚生労働省年金局(京都西)
00065382	0343	八尾社会保険事務所	00065382	【名称変更】厚生労働省年金局(八尾)
00065390	0343	枚方社会保険事務所	00065390	【名称変更】厚生労働省年金局(枚方)
00065401	0343	豊中社会保険事務所	00065401	【名称変更】厚生労働省年金局(豊中)
00065418	0343	平野社会保険事務所	00065418	【名称変更】厚生労働省年金局(平野)
00065425	0343	東灘社会保険事務所	00065425	【名称変更】厚生労働省年金局(東灘)
00065432	0343	兵庫社会保険事務所	00065432	【名称変更】厚生労働省年金局(兵庫)
00065440	0343	むつ社会保険事務所	00065440	【名称変更】厚生労働省年金局(むつ)
00065457	0343	二戸社会保険事務所	00065457	【名称変更】厚生労働省年金局(二戸)
00065464	0343	尾鷲社会保険事務所	00065464	【名称変更】厚生労働省年金局(尾鷲)
00065471	0343	相馬社会保険事務所	00065471	【名称変更】厚生労働省年金局(相馬)
00065489	0343	沖縄社会保険事務局那覇社会保険事務室	00065489	【名称変更】厚生労働省年金局(那覇)
00065496	0343	コザ社会保険事務所	00065496	【名称変更】厚生労働省年金局(コザ)
00065507	0343	名護社会保険事務所	00065507	【名称変更】厚生労働省年金局(名護)
00065514	0343	平良社会保険事務所	00065514	【名称変更】厚生労働省年金局(平良)
00065521	0343	石垣社会保険事務所	00065521	【名称変更】厚生労働省年金局(石垣)
00065539	0343	大田原社会保険事務所	00065539	【名称変更】厚生労働省年金局(大田原)
00065546	0343	相模原社会保険事務所	00065546	【名称変更】厚生労働省年金局(相模原)
00065553	0343	武雄社会保険事務所	00065553	【名称変更】厚生労働省年金局(武雄)
00065561	0343	宇部社会保険事務所	00065561	【名称変更】厚生労働省年金局(宇部)
00065578	0343	長崎社会保険事務局長崎南社会保険事務室	00065578	【名称変更】厚生労働省年金局(長崎南)
00065585	0343	宮城社会保険事務局仙台北社会保険事務室	00065585	【名称変更】厚生労働省年金局(仙台北)
00065592	0343	熊本東社会保険事務所	00065592	【名称変更】厚生労働省年金局(熊本東)
00065603	0343	香川社会保険事務局高松西社会保険事務室	00065603	【名称変更】厚生労働省年金局(高松西)
00065611	0343	南福岡社会保険事務所	00065611	【名称変更】厚生労働省年金局(南福岡)
00065628	0343	苫小牧社会保険事務所	00065628	【名称変更】厚生労働省年金局(苫小牧)
00065635	0343	高津社会保険事務所	00065635	【名称変更】厚生労働省年金局(高津)
00065642	0343	松戸社会保険事務所	00065642	【名称変更】厚生労働省年金局(松戸)
00065650	0343	南国社会保険事務所	00065650	【名称変更】厚生労働省年金局(南国)
00065667	0343	鹿児島北社会保険事務所	00065667	【名称変更】厚生労働省年金局(鹿児島北)
00065674	0343	岡山社会保険事務局岡山東社会保険事務室	00065674	【名称変更】厚生労働省年金局(岡山東)
00065681	0343	新潟社会保険事務局新潟東社会保険事務室	00065681	【名称変更】厚生労働省年金局(新潟東)
00065699	0343	大月社会保険事務所	00065699	【名称変更】厚生労働省年金局(大月)
00065700	0343	花巻社会保険事務所	00065700	【名称変更】厚生労働省年金局(花巻)
00065717	0343	徳島南社会保険事務所	00065717	【名称変更】厚生労働省年金局(徳島南)
00065724	0343	伊那社会保険事務所	00065724	【名称変更】厚生労働省年金局(伊那)
00065731	0343	和歌山社会保険事務局和歌山西社会保険事務室	00065731	【名称変更】厚生労働省年金局(和歌山西)
00065749	0343	中野社会保険事務所	00065749	【名称変更】厚生労働省年金局(中野)
00065756	0343	目黒社会保険事務所	00065756	【名称変更】厚生労働省年金局(目黒)
00065763	0343	北社会保険事務所	00065763	【名称変更】厚生労働省年金局(北)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00065771	0343	練馬社会保険事務所	00065771	【名称変更】厚生労働省年金局(練馬)
00065788	0343	荒川社会保険事務所	00065788	【名称変更】厚生労働省年金局(荒川)
00065795	0343	豊田社会保険事務所	00065795	【名称変更】厚生労働省年金局(豊田)
00065806	0343	美濃加茂社会保険事務所	00065806	【名称変更】厚生労働省年金局(美濃加茂)
00065813	0343	札幌北社会保険事務所	00065813	【名称変更】厚生労働省年金局(札幌北)
00065821	0343	倉吉社会保険事務所	00065821	【名称変更】厚生労働省年金局(倉吉)
00066001	0343	東福岡社会保険事務所	00066001	【名称変更】厚生労働省年金局(東福岡)
00066018	0343	茨城社会保険事務局水戸北社会保険事務室	00066018	【名称変更】厚生労働省年金局(水戸北)
00066025	0343	倉敷西社会保険事務所	00066025	【名称変更】厚生労働省年金局(倉敷西)
00066032	0343	厚木社会保険事務所	00066032	【名称変更】厚生労働省年金局(厚木)
00066040	0343	出雲社会保険事務所	00066040	【名称変更】厚生労働省年金局(出雲)
00066057	0343	府中社会保険事務所	00066057	【名称変更】厚生労働省年金局(府中)
00066064	0343	三島社会保険事務所	00066064	【名称変更】厚生労働省年金局(三島)
00066071	0343	愛媛社会保険事務局松山東社会保険事務室	00066071	【名称変更】厚生労働省年金局(松山東)
00066089	0343	高鍋社会保険事務所	00066089	【名称変更】厚生労働省年金局(高鍋)
00066096	0343	所沢社会保険事務所	00066096	【名称変更】厚生労働省年金局(所沢)
00066107	0343	長野北社会保険事務所	00066107	【名称変更】厚生労働省年金局(長野北)
00066114	0343	桜井社会保険事務所	00066114	【名称変更】厚生労働省年金局(桜井)
00066121	0343	小倉南社会保険事務所	00066121	【名称変更】厚生労働省年金局(小倉南)
00066139	0343	堺西社会保険事務所	00066139	【名称変更】厚生労働省年金局(堺西)
00066146	0343	金沢南社会保険事務所	00066146	【名称変更】厚生労働省年金局(金沢南)
00066153	0343	岐阜社会保険事務局岐阜北社会保険事務室	00066153	【名称変更】厚生労働省年金局(岐阜北)
00066161	0343	高知社会保険事務局高知西社会保険事務室	00066161	【名称変更】厚生労働省年金局(高知西)
00066178	0343	仙台東社会保険事務所	00066178	【名称変更】厚生労働省年金局(仙台東)
00066185	0343	草津社会保険事務所	00066185	【名称変更】厚生労働省年金局(草津)
00066192	0343	広島南社会保険事務所	00066192	【名称変更】厚生労働省年金局(広島南)
00066203	0343	浦添社会保険事務所	00066203	【名称変更】厚生労働省年金局(浦添)
00066211	0343	本荘社会保険事務所	00066211	【名称変更】厚生労働省年金局(本荘)
00066228	0343	伊勢社会保険事務所	00066228	【名称変更】厚生労働省年金局(伊勢)
00066235	0343	新居浜社会保険事務所	00066235	【名称変更】厚生労働省年金局(新居浜)
00066242	0343	寒河江社会保険事務所	00066242	【名称変更】厚生労働省年金局(寒河江)
00066250	0343	豊川社会保険事務所	00066250	【名称変更】厚生労働省年金局(豊川)
00066267	0343	加古川社会保険事務所	00066267	【名称変更】厚生労働省年金局(加古川)
00066274	0343	六日町社会保険事務所	00066274	【名称変更】厚生労働省年金局(六日町)
00066281	0343	西福岡社会保険事務所	00066281	【名称変更】厚生労働省年金局(西福岡)
00066299	0343	砺波社会保険事務所	00066299	【名称変更】厚生労働省年金局(砺波)
00066300	0343	備後府中社会保険事務所	00066300	【名称変更】厚生労働省年金局(備後府中)
00066317	0343	舞鶴社会保険事務所	00066317	【名称変更】厚生労働省年金局(舞鶴)
00066324	0343	太田社会保険事務所	00066324	【名称変更】厚生労働省年金局(太田)
00066331	0343	加治木社会保険事務所	00066331	【名称変更】厚生労働省年金局(加治木)
00066349	0343	幕張社会保険事務所	00066349	【名称変更】厚生労働省年金局(幕張)
00066356	0343	藤沢社会保険事務所	00066356	【名称変更】厚生労働省年金局(藤沢)
00066363	0343	掛川社会保険事務所	00066363	【名称変更】厚生労働省年金局(掛川)
00066371	0343	白河社会保険事務所	00066371	【名称変更】厚生労働省年金局(白河)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00066388	0343	新さっぽろ社会保険事務所	00066388	【名称変更】厚生労働省年金局(新さっぽろ)
00066395	0343	宇都宮東社会保険事務所	00066395	【名称変更】厚生労働省年金局(宇都宮東)
00066406	0343	大河原社会保険事務所	00066406	【名称変更】厚生労働省年金局(大河原)
00066413	0343	竜王社会保険事務所	00066413	【名称変更】厚生労働省年金局(竜王)
00066438	0343	越谷社会保険事務所	00066438	【名称変更】厚生労働省年金局(越谷)
00066445	0343	青梅社会保険事務所	00066445	【名称変更】厚生労働省年金局(青梅)
00066452	0343	市川社会保険事務所	00066452	【名称変更】厚生労働省年金局(市川)
00067508	0343	北海道社会保険事務局	00067508	【名称変更】厚生労働省年金局(北海道)
00067515	0343	青森社会保険事務局	00067515	【名称変更】厚生労働省年金局(青森県)
00067522	0343	岩手社会保険事務局	00067522	【名称変更】厚生労働省年金局(岩手県)
00067530	0343	宮城社会保険事務局	00067530	【名称変更】厚生労働省年金局(宮城県)
00067547	0343	秋田社会保険事務局	00067547	【名称変更】厚生労働省年金局(秋田県)
00067554	0343	山形社会保険事務局	00067554	【名称変更】厚生労働省年金局(山形県)
00067561	0343	福島社会保険事務局	00067561	【名称変更】厚生労働省年金局(福島県)
00067579	0343	茨城社会保険事務局	00067579	【名称変更】厚生労働省年金局(茨城県)
00067586	0343	栃木社会保険事務局	00067586	【名称変更】厚生労働省年金局(栃木県)
00067593	0343	群馬社会保険事務局	00067593	【名称変更】厚生労働省年金局(群馬県)
00067604	0343	埼玉社会保険事務局	00067604	【名称変更】厚生労働省年金局(埼玉県)
00067611	0343	千葉社会保険事務局	00067611	【名称変更】厚生労働省年金局(千葉県)
00067629	0343	東京社会保険事務局	00067629	【名称変更】厚生労働省年金局(東京都)
00067636	0343	神奈川社会保険事務局	00067636	【名称変更】厚生労働省年金局(神奈川県)
00067643	0343	新潟社会保険事務局	00067643	【名称変更】厚生労働省年金局(新潟県)
00067651	0343	富山社会保険事務局	00067651	【名称変更】厚生労働省年金局(富山県)
00067668	0343	石川社会保険事務局	00067668	【名称変更】厚生労働省年金局(石川県)
00067675	0343	福井社会保険事務局	00067675	【名称変更】厚生労働省年金局(福井県)
00067682	0343	山梨社会保険事務局	00067682	【名称変更】厚生労働省年金局(山梨県)
00067690	0343	長野社会保険事務局	00067690	【名称変更】厚生労働省年金局(長野県)
00067701	0343	岐阜社会保険事務局	00067701	【名称変更】厚生労働省年金局(岐阜県)
00067718	0343	静岡社会保険事務局	00067718	【名称変更】厚生労働省年金局(静岡県)
00067725	0343	愛知社会保険事務局	00067725	【名称変更】厚生労働省年金局(愛知県)
00067732	0343	三重社会保険事務局	00067732	【名称変更】厚生労働省年金局(三重県)
00067740	0343	滋賀社会保険事務局	00067740	【名称変更】厚生労働省年金局(滋賀県)
00067757	0343	京都社会保険事務局	00067757	【名称変更】厚生労働省年金局(京都府)
00067764	0343	大阪社会保険事務局	00067764	【名称変更】厚生労働省年金局(大阪府)
00067771	0343	兵庫社会保険事務局	00067771	【名称変更】厚生労働省年金局(兵庫県)
00067789	0343	奈良社会保険事務局	00067789	【名称変更】厚生労働省年金局(奈良県)
00067796	0343	和歌山社会保険事務局	00067796	【名称変更】厚生労働省年金局(和歌山県)
00067807	0343	鳥取社会保険事務局	00067807	【名称変更】厚生労働省年金局(鳥取県)
00067814	0343	島根社会保険事務局	00067814	【名称変更】厚生労働省年金局(島根県)
00067821	0343	岡山社会保険事務局	00067821	【名称変更】厚生労働省年金局(岡山県)
00067839	0343	広島社会保険事務局	00067839	【名称変更】厚生労働省年金局(広島県)
00067846	0343	山口社会保険事務局	00067846	【名称変更】厚生労働省年金局(山口県)
00067853	0343	徳島社会保険事務局	00067853	【名称変更】厚生労働省年金局(徳島県)
00067861	0343	香川社会保険事務局	00067861	【名称変更】厚生労働省年金局(香川県)

社会保険事務局分は機構の事務センターで業務を行う予定(福祉年金、特別別障害給付金の支給業務)

現行先			日本年金機構発足後	
取扱庁番号	会計番号	取扱庁名	取扱庁番号	新取扱庁名
00067878	0343	愛媛社会保険事務局	00067878	【名称変更】厚生労働省年金局(愛媛県)
00067885	0343	高知社会保険事務局	00067885	【名称変更】厚生労働省年金局(高知県)
00067892	0343	福岡社会保険事務局	00067892	【名称変更】厚生労働省年金局(福岡県)
00067903	0343	佐賀社会保険事務局	00067903	【名称変更】厚生労働省年金局(佐賀県)
00067911	0343	長崎社会保険事務局	00067911	【名称変更】厚生労働省年金局(長崎県)
00067928	0343	熊本社会保険事務局	00067928	【名称変更】厚生労働省年金局(熊本県)
00067935	0343	大分社会保険事務局	00067935	【名称変更】厚生労働省年金局(大分県)
00067942	0343	宮崎社会保険事務局	00067942	【名称変更】厚生労働省年金局(宮崎県)
00067950	0343	鹿児島社会保険事務局	00067950	【名称変更】厚生労働省年金局(鹿児島県)
00067967	0343	沖縄社会保険事務局	00067967	【名称変更】厚生労働省年金局(沖縄県)

(参考)

庁発第 0706001 号

平成 19 年 7 月 6 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部長

(公印省略)

### 日本年金機構法の公布について (通知)

標記については、日本年金機構法 (平成 19 年法律第 109 号) が平成 19 年 7 月 6 日に別添のとおり公布されたので通知する。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

### 記

#### 第一 趣旨

政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業 (以下「政府管掌年金事業」という。) の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度 (以下「政府管掌年金」という。) に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が政府管掌年金に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに政府管掌年金事業の運営業務を行う日本年金機構 (以下「機構」という。) を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めるものである。

#### 第二 概要

##### 1 総則等

##### (1) 目的

機構は、業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府管掌年金事業に関する業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とするこ

ととしたこと。（第1条関係）

(2) 基本理念

機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならないこととしたこと。（第2条第1項関係）

(3) 役職員

機構の役員の職務、権限等について定めるほか、役職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなし、役員の報酬等又は職員の給与等は、その役員の業績又は職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないこととしたこと。（第12条、第20条～第22条関係）

(4) 服務

役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならないこととしたほか、役職員の秘密保持義務、機構が作成する制裁規程について所要の規定を整備することとしたこと。（第23条～第26条関係）

2 業務

(1) 業務の範囲等

機構は、1の(1)の目的を達成するため、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法及び船員保険法（以下「厚生年金保険法等」という。）の規定による権限に係る事務等を行うこととしたこと。（第27条関係）

(2) 業務の委託等

機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、その業務の一部を委託することができることとするほか、委託を受けた者等の秘密保持義務に関し所要の規定を設けることとしたこと。（第31条関係）

(3) 中期目標等

厚生労働大臣は、中期目標を定め、これを機構に指示するとともに、機構は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画等を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととするほか、厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績及び中期目標の達成状況について、評価を行わなければならないこととしたこと。（第33条～第37条関

係)

### 3 財務及び会計

#### (1) 財務諸表等

機構は、毎事業年度、財務諸表を作成して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととするほか、財務諸表等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととしたこと。(第41条及び第42条関係)

#### (2) 交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付することとし、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した交付金の用途を明らかにすることとしたこと。(第44条関係)

### 4 監督等

#### (1) 監督

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し検査等を行うことができることとし、機構の業務又は会計が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができ、また、業務実績の評価の結果等により必要があると認めるときは、機構に対し、業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたこと。(第48条～第50条関係)

#### (2) 罰則

機構の役職員等に対する罰則に関し所要の規定を設けることとしたこと。(第57条～第60条関係)

### 5 附則

#### (1) 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしたこと。(附則第2条関係)

#### (2) 基本計画

政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、あらかじめ、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴いた上で、機構の当面の業務運営に関する基本計画を定めることとしたこと。(附則第3条関係)

#### (3) 設立委員等

厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させることとし、設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならないこととしたこと。（附則第5条関係）

#### （4）職員の採用

ア 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、職員に対し、機構の職員の労働条件及び採用の基準を提示して職員の募集を行うこととし、設立委員から採用する旨の通知を受けた者については、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用されることとしたこと。（附則第8条第1項～第3項関係）

イ 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者からなる会議の意見を聴くこととしたこと。（附則第8条第5項関係）

#### （5）厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法及び船員保険法の一部改正

機構が2の（1）の業務を行うに当たって、次に掲げる規定の整備を行うこととしたこと。（附則第19条～第21条、第23条及び第25条関係）

ア 社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等における社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とした上で、その権限に係る事務の一部を機構に行わせることとしたこと。

イ 機構は、アによる権限に係る事務のうち、滞納処分等その他の権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣自らその権限を行使するよう求めることができ、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、当該権限の全部又は一部を自ら行うこととしたこと。

ウ 厚生労働大臣は、イにおいて自ら行う滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が、処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができることとしたこと。

エ ウにおいて委任を受けた権限等について、財務大臣は国税庁長官に委任し、また、国税庁長官は国税局長に、国税局長は税務署長に、政令で定めるところにより委任することができることとしたこと。

オ 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けるとともに、厚生労働大臣の認可を受けた滞納処分等実施規程に従って、徴収職員に行わせなければならないこととしたこと。

カ 厚生労働大臣は、厚生年金保険法等における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせることとし、機構が事務を行うことが困難等と

なつたと認めるときは、当該事務の全部又は一部を自ら行うこととしたこと。

キ 厚生労働大臣は、会計法の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、機構に行わせることができることとしたこと。

(6) その他関係法律の整理等

ア 国家公務員共済組合法の一部改正（附則第33条～第43条関係）

地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員をもって組織する組合を廃止し、当該廃止に伴い必要な経過措置を設けることとしたこと。

イ 厚生労働省設置法の一部改正（附則第70条及び第71条関係）

地方厚生局が分掌する厚生労働省の所掌事務として保険医療機関等に対する指導及び監督等の事務を追加し、社会保険庁に関する規定を削除することとしたこと。

(7) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行することとしたこと。

以上